

立川市第 2 次学校教育振興基本計画

平成 27（2015）年
立川市教育委員会

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	2
1 計画改訂の背景や目的	2
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	4
第2章 計画策定にあたって	5
1 国や東京都の動き	5
2 立川市の学校教育を取り巻く状況	10
3 立川市学校教育振興基本計画の達成状況	13
第3章 計画の体系	16
1 計画の方向性	16
2 計画の基本方針	18
3 計画の体系図	19
第4章 事業の展開と今後の方向性	21
基本方針1 学校教育の充実	21
基本施策1 ～ 基本施策3	
基本方針2 教育支援と教育環境の充実	40
基本施策4 ～ 基本施策6	
基本方針3 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上	58
基本施策7 ～ 基本施策9	
第5章 計画の推進にあたって	74
1 教育行政の一層の推進	74
2 市長部局及び関係者との連携・協力	74
3 新たに検討や対策が必要となる事項への対応	74
4 計画の進捗管理	75
資料編	76
1 用語解説	76
2 基礎データ	88
3 計画策定体制	106
4 計画策定経過	108

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画改訂の背景や目的

(1) 社会・経済状況の変化

グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、人・モノ・金・情報やさまざまな文化・価値観が国境を越えて流動化するなど、変化が激しく先行きが不透明な社会に移行してきています。

そして、平成72（2060）年には、日本の人口は平成22（2010）年比約3割減の約9千万人まで減少し、そのうちの約4割が65歳以上の高齢者となることが予想されています。このような急激な少子化、高齢化の進展により、生産年齢人口の減少、税収の減少、社会保障費の増加などが懸念されています。また、都市化・過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化を背景として、特に都市部を中心に地域社会等のつながりや支えあいによるセーフティネット機能の低下が指摘されています。

こうした変化の激しい社会で、自立して生きていく基礎を一人一人に培うとともに、国際社会で活躍することのできる創造性豊かな人材を育成することが望まれています。

(2) 立川市の現況

立川市は、多摩地域の中央に位置し、中央線をはじめ南武線、青梅線、五日市線が乗り入れているJR立川駅を中心に、南北交通を結ぶ多摩都市モノレールが市北部の西武線にも連絡しており、バス交通と合わせて交通の要衝になっています。また、昭和52（1977）年に全面返還された立川基地跡地の土地資源を活用した年間約400万人の来園者のある国営昭和記念公園や関東エリアの大地震に備える広域防災基地をはじめ国の研究機関や合同庁舎、裁判所等の行政機能の集積に合わせて商業のみならず金融、証券、事業系サービス業やIT企業等の集積が進んできています。このような中、企業誘致条例による外国資本による大型店の平成26（2014）年のオープンに続き、本年秋から来年度にかけて大型ショッピングセンターなどの大規模開発が続く状況となっています。これらのまちづくりにより本市の集客力はさらに高まり、その中心性はさらに増すものと考えられます。

さて、このような状況の中、21世紀の成熟社会において、少子高齢化の問題は本市における人口動態や構成にも大きな影響を及ぼすことが考えられ、老朽化した公共施設や都市インフラの問題も含めて持続可能な都市戦略が求められています。また、教育においても学力・体力の向上、特別支援教育の充実という重要課題に対して、限られた資源を有効活用し公教育の使命である子どもの生きる力を支える学習習慣・生活習慣の確立と、地域を担う立川市民の育成に市民、地域、企業、大学等のあらゆる力を結集してオール立川の体制で取り組む必要があります。さらに平成32（2020）年に

開催される東京オリンピック・パラリンピックは子どもたちの夢と希望が満載の、最大の教育の機会であるとともに、その開催に向けてホスト地域の一つとして世界から日本を訪れる外国人の方々を迎えるため、コミュニケーションツールとしての英語をはじめとする国際化に教育を起点に市全体で取り組むことが重要です。

(3) 計画策定の経緯

平成 18（2006）年に改正された教育基本法により、「地方公共団体は地域における教育の振興を図るため、地域の実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならないこと」や、「政府が定める計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないこと」が新たに規定されました。この規定を受けて、本市で初めてとなる学校教育振興基本計画の策定にあたっては、教育委員会での協議や、学識経験者や小中学校PTA連合会の代表、小中学校長、公募市民等で構成する計画検討委員会を設置し協議を重ねるとともに、計画（案）に対する市民意見公募の実施を経て、平成 22（2010）年 12 月、立川市学校教育振興基本計画を策定しました。

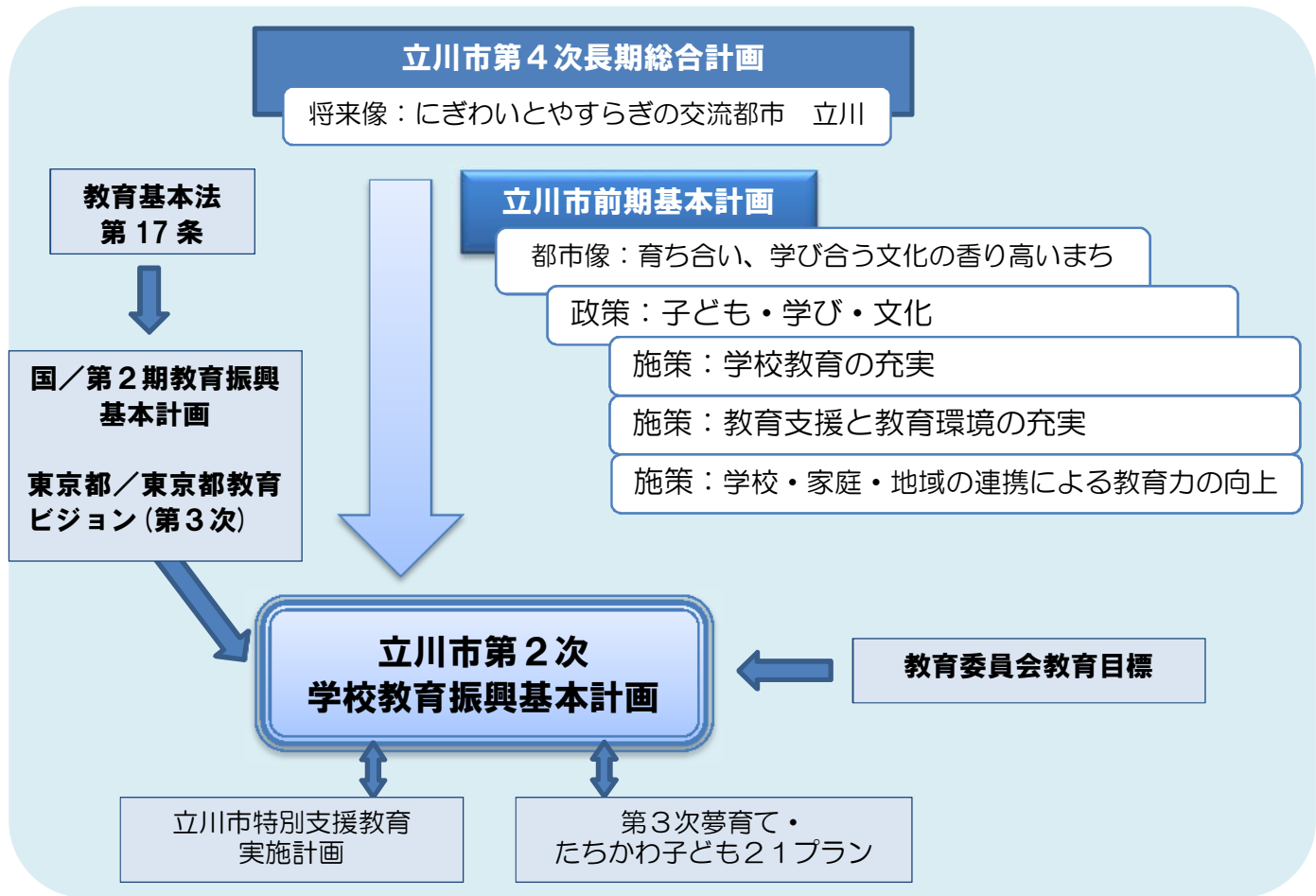
この計画の計画期間が平成 26（2014）年度末となるため、これまでの計画の成果と課題を踏まえた上で、今後の方向性と取り組むべき事務事業を明示した立川市第 2 次学校教育振興基本計画を策定しました。

2 計画の位置付け

計画策定にあたっては、生涯学習や図書館活動の分野については、個別計画が別途策定されていることから本計画での対象範囲を小学校、中学校の教育施策と、それに関連する施策としました。

この立川市第 2 次学校教育基本計画は、上位計画である立川市第 4 次長期総合計画と整合性を図りながら、国の第 2 期教育振興計画や東京都の東京都教育ビジョン（第 3 次）を参酌し、策定しました。そして、平成 27（2015）年度以降の 5 年間を見据えた計画的、長期的な視野に立った立川市の学校教育が目指す基本的・総合的な方向性を定めるとともに、それを実現するための基本施策や取組事業を示すものです。

■計画の関係図



3 計画期間

立川市第4次長期総合計画・前期基本計画の計画期間と整合を図り、平成27(2015)年度を初年度とする5年間を計画期間とします。

■計画期間

27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	34年度 (2022年度)	35年度 (2023年度)	36年度 (2024年度)
基本構想 (平成27(2015)年度～平成36(2024)年度)									
前期基本計画 平成27(2015)年度～平成31(2019)年度					後期基本計画 平成32(2020)年度～平成36(2024)年度				
立川市第2次学校教育振興基本計画 平成27(2015)年度～平成31(2019)年度									

第2章 計画策定にあたって

1 国や東京都の動き

(1) 教育基本法の改正

平成18（2006）年12月に、制定から約60年を経て教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされました。

【改正教育基本法 第2条（教育の目標）】

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

また、教育基本法の改正を受けて、平成19（2007）年6月に、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法が改正されました。

【学校教育法の改正】

- 改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標を見直し。
- 学校に副校長等の新しい職を置くことができることとし、組織としての学校の力を強化。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正】

- 教育における国、教育委員会の責任を明確にし、保護者が安心して子どもを学校に預けうる体制を構築。

【教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正】

- 教育免許更新制を導入し、あわせて指導が不適切な教員の人事管理を厳格化し、教員に対する信頼を確立する仕組みを構築。

さらに、平成20（2008）年7月には、改正教育基本法に基づき、教育振興基本計画

が策定され、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿として、以下の目標が掲げられました。

- ① 義務教育修了までに、すべての子どもに自立して社会で生きていく基礎を育てる。
- ② 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる。

（２）学習指導要領等の改訂

教育基本法や学校教育法の改正などを踏まえて、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領が、それぞれ改訂され、順次実施されています。

【学習指導要領改訂の基本的な考え方】

- ① 教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成
- ② 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視
- ③ 道德教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成

（３）第２期教育振興基本計画の策定

①中央教育審議会での検討

中央教育審議会教育振興基本計画部会にて第２期教育振興基本計画策定の検討が進められ、同部会において、平成25（2013）年３月18日に「第２期教育振興基本計画（答申）」がとりまとめられました。

答申では、国の直面する危機を乗り越え、持続可能で活力のある社会を構築していくための社会の方向性として、「自立、協働、創造」の３つの理念が示され、これらの理念を踏まえた今後の教育行政の方向性として、以下の４つの基本的方向性が示されました。

【第２期計画が目指す４つの基本的方向性】

- ① 社会を生き抜く力の育成
- ② 未来への飛躍を実現する人材の養成
- ③ 学びのセーフティネットの構築
- ④ 絆づくりと活力のあるコミュニティの形成

②第２期教育振興基本計画の閣議決定

中央教育審議会からの答申を踏まえ、第２期教育振興基本計画（計画期間：平成25（2013）年度～29（2017）年度）は、平成25（2013）年６月14日に閣議決定されました。

第２期の計画は、改正教育基本法の理念を踏まえ教育再生を実現するため、生涯の

各段階を貫く方向性を設定し、成果目標・指標、具体的方策を体系的に整理しています。

【教育行政の4つの基本的方向性】

- 1 社会を生き抜く力の養成
多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力
- 2 未来への飛躍を実現する人材の養成
変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材
- 3 学びのセーフティネットの構築
誰もがアクセスできる多様な学習機会を
- 4 絆づくりと活力のあるコミュニティの形成
社会が人を育み、人が社会をつくる好循環

（４）教育再生実行会議の動向

内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進していく必要があり、21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくために、教育再生実行会議が設置されました。

これまでに、教育再生実行会議において、平成25（2013）年2月26日に第一次提言「いじめの問題等への対応について」、同4月15日に第二次提言「教育委員会等の在り方について」、同5月28日に第三次提言「これからの大学教育等の在り方について」、同10月31日に第四次提言として「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」、平成26（2014）年7月3日に第五次提言として「今後の学制等の在り方について」がとりまとめられ提言されました。

具体的な制度のあり方については、文部科学大臣から中央教育審議会に諮問するなど、順次、改革の実現に向けて取り組まれていくため、今後の動向を注視する必要があります。

（５）中央教育審議会の動向

中央教育審議会は中央省庁等改革の一環として、従来の中央教育審議会を母体としつつ、生涯学習審議会、理科教育及び産業教育審議会、教育課程審議会、教育職員養成審議会、大学審議会、保健体育審議会の機能を整理・統合して、文部科学大臣の諮問に応じて教育の振興などの重要事項について意見を述べるため、平成13（2001）年1月6日付けで文部科学省に設置されました。

近年の答申として先述の「第2期教育振興基本計画（答申）」のほか、平成26年（2014）10月21日に「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」が提出され、道徳教育の

改善・充実のための方策の一つとして、道德の時間を、教育課程上「特別の教科 道德」（仮称）として位置付け、道德教育の改善・充実を図ることが提言されました。

また、平成26年（2014）12月22日には「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）」を提出しており、小中一貫教育の制度化について述べています。これは、一体的な組織体制の下、9年間一貫した系統的な教育課程を編成・実施し得る小中一貫教育学校（仮称）や、小中一貫教育学校（仮称）に準じた小中一貫した教育を施すことができる小学校・中学校の設置を可能とすることで、地域の実情や子どもたちの実態に応じ、設置者の多様な教育実践を可能とするものです。

（6）地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成26（2014）年6月20日に公布され、平成27（2015）年4月1日に施行されました。

【改正の主なポイント】

- ①教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置
- ②教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化
- ③すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置
- ④教育に関する「大綱」を首長が策定

（7）いじめに関する法整備について

国において、いじめ防止対策推進法が成立し、平成25（2013）年6月28日に公布されました。「いじめ」を定義し、いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めています。そして、地方公共団体に対しては、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じた同様の基本的な方針の策定に努めるよう求めています。

東京都においては、いじめの防止等に係る対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本理念を定め、東京都、学校及びその他の関係者の責務を明らかにするとともに、東京都の施策に関する基本的な事項を定めるため、東京都いじめ防止対策推進条例を策定し、平成26（2014）年7月2日に施行されました。（ただし、一部の規定は平成26（2014）年8月1日施行）

(8) 東京都教育ビジョン(第3次)の策定

東京都教育委員会は、東京都の教育振興基本計画として、東京都教育ビジョン(第3次)を平成 25 (2013) 年 4 月に策定しています。同計画はこれまでの成果等を踏まえ、平成 29 (2017) 年度までの 5 年間で東京都が目指す 10 の取組の方向と 23 の主要施策を示しています。

【東京都の10の取組の方向】

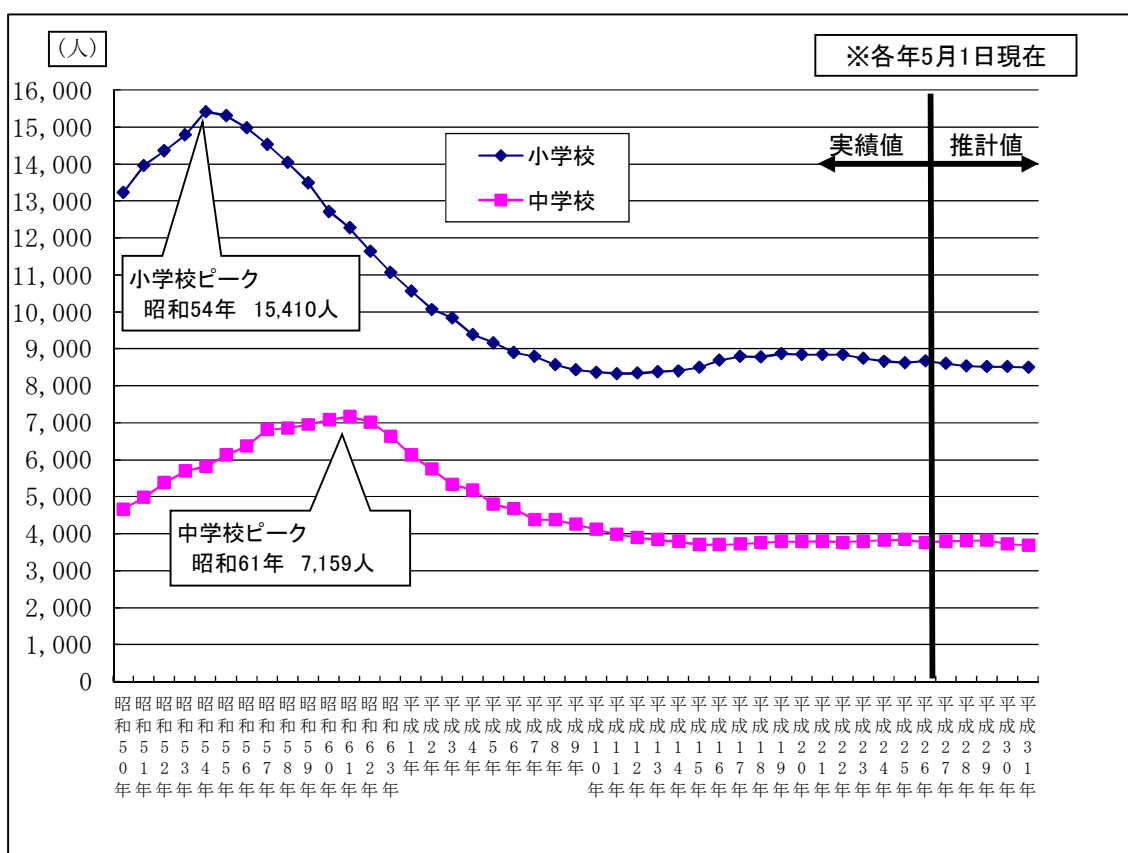
- 1 学びの基礎を徹底する
- 2 個々の能力を最大限に伸ばす
- 3 豊かな人間性を培い、規範意識を高める
- 4 社会の変化に対応できる力を高める
- 5 体を鍛える
- 6 健康・安全に生活する力を培う
- 7 教員の資質・能力を高める
- 8 質の高い教育環境を整える
- 9 家庭の教育力向上を図る
- 10 地域・社会の教育力向上を図る

2 立川市の学校教育を取り巻く状況

(1) 児童・生徒数の推移

市立小・中学校に在籍する児童・生徒数の推移を見ると、小学生は昭和54(1980)年の15,410人をピークに減少し、平成18(2006)年には8,769人にまで減少しました。そして、途中、増加傾向に転じた時期もありましたが、ここ5年間は減少傾向です。中学生においては昭和61(1985)年の7,159人をピークに減少し、平成18(2006)年には3,743人にまで減少しました。そしてここ5年間は横ばい状態となっています。

■児童・生徒数の推移



平成26(2014)年4月3日現在の学齢児童数から算出した今後5年間の児童・生徒数の推計値では、平成31(2019)年度までの間はほぼ横ばいもしくは微減が見込まれています。このことから本市の児童・生徒数とそれに伴う学級数については、今後とも急激な変動はなく、減少傾向にあるものの比較的安定した状態が続くと想定されます。

(2) 特別支援学級の設置

立川市には、小学校11校、中学校6校に特別支援学級を設置しています。これらの学

級では、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行い、きめ細かな対応を図っています。

とりわけ、情緒障害等通級指導学級を利用する児童・生徒の増加に対応するため、平成24（2012）年4月に立川第三中学校に羽衣学級を、また、平成26（2014）年4月に第八小学校につばさ学級を新たに設置しました。

特別支援学級は知的障害、情緒障害等、難聴、言語障害に分けられており、このうち、情緒障害等、難聴、言語障害学級については、一定時限のみ特別支援学級へ通う通級制度となっています。

■特別支援学級の設置状況

（平成26年5月1日現在）

学校名	学級名	種別	開設年月	学級数	児童・生徒数	教員数
第一小学校	あおぞら学級	知的障害	昭29.4	3	17	4
第五小学校	こだま学級	知的障害	昭32.6	2	16	3
第九小学校	くわのみ学級	知的障害	昭59.4	4	28	5
第十小学校	すずかけ学級	知的障害	昭50.4	2	10	3
若葉小学校	たんぼ学級	知的障害	昭63.4	2	11	3
新生小学校	ひまわり学級	知的障害	平16.4	1	8	2
立川第一中学校	I組	知的障害	昭53.4	3	18	4
立川第二中学校	6組	知的障害	昭39.4	1	5	2
立川第五中学校	10組	知的障害	昭53.4	3	20	4
第二小学校	あけぼの学級	情緒障害等	昭55.4	5	42	6
第七小学校	あすなろ学級	情緒障害等	平21.5	4	33	5
第八小学校	つばさ学級	情緒障害等	平26.4	3	24	4
松中小学校	はらっぱ学級	情緒障害等	平18.4	5	43	6
立川第三中学校	羽衣学級	情緒障害等	平24.4	2	13	3
立川第六中学校	泉学級	情緒障害等	平元.4	1	8	2
立川第八中学校	富士見学級	情緒障害等	平9.4	1	6	2
第七小学校	ことばの教室	言語障害	平18.4	3	41	4
けやき台小学校	きこえとことばの教室	難聴・言語障害	昭51.4	5	65	6

（3）学校施設の現況

立川市は、市立小学校が20校、市立中学校が9校あります。学校施設は昭和30年代から40年代に建てられたものが多く、40年以上経過した校舎が多くあります。平成24（2012）年に「立川市公共施設保全計画」を作成し、これに基づき計画的に大規模改修工事等を行っています。また、この保全計画に先がけ、災害時における児童・生徒の安全確保を図るため全校に耐震補強工事を実施しました。このほか、プール、体育館、便所など必要な改修を順次行っていく予定です。

■学校施設の現況

平成26年10月1日現在

学校名	建築年	校舎面積 (㎡)	体育館面積 (㎡)	教室数		プール規模	
				普通	特別	大プール	小プール
第一小学校	平成26年	6,922	875	20	9	25m×10m	
第二小学校	昭和40年	6,072	852	14	19	25m×11.5m	28.66㎡
第三小学校	昭和41年	5,419	871	17	10	25m×10m	12m×4.5m
第四小学校	昭和38年	5,586	883	15	14	25m×12m	10m×4.5m
第五小学校	昭和39年	5,786	868	19	13		7m×4m
第六小学校	昭和40年	5,225	868	12	13	25m×10m	10m×4.5m
第七小学校	昭和40年	3,899	921	6	13	25m×11.5m	6m×4m
第八小学校	昭和40年	7,202	1,041	13	22	25m×10m	163.23㎡
第九小学校	昭和41年	5,602	725	22	12		10m×5m
第十小学校	昭和38年	4,531	767	14	10		33.28m
けやき台小学校	昭和41年	7,233	713	18	17		6m×4m
西砂小学校	昭和42年	5,879	738	19	11		10m×4.5m
南砂小学校	昭和45年	4,657	749	12	12		
若葉小学校	昭和46年	5,905	737	9	20		
幸小学校	昭和46年	5,900	768	12	16		
松中小学校	昭和46年	6,108	735	12	18		
大山小学校	昭和47年	5,410	756	9	16		
柏小学校	昭和52年	6,301	882	19	13		7m×4m
上砂川小学校	昭和58年	5,434	852	18	12	25m×12m	10m×4.5m
新生小学校	昭和43年	6,341	710	18	14	25m×10m	6m×4m
計		111,610	15,436	293	284		

学校名	建築年	校舎面積 (㎡)	体育館面積 (㎡)	教室数		プール規模	
				普通	特別	大プール	小プール
立川第一中学校	昭和35年	6,697	1,428	13	22	25m×13m	
立川第二中学校	昭和35年	7,395	1,765	15	24		
立川第三中学校	昭和35年	7,266	1,713	13	21		
立川第四中学校	昭和39年	7,084	1,541	13	20		
立川第五中学校	昭和39年	7,552	1,597	21	20		
立川第六中学校	昭和49年	7,476	975	10	21		
立川第七中学校	昭和53年	7,342	1,393	13	22		
立川第八中学校	昭和53年	6,919	1,392	7	22		
立川第九中学校	昭和54年	7,210	1,397	9	22		
計		64,941	13,201	114	194		

3 立川市学校教育振興基本計画の達成状況

学校教育振興基本計画は、平成 22（2010）年度を初年度とする 5 年間の計画で、本市における学校教育の目標達成に向け、3つの基本方針、19の基本施策、73の具体的事業を明示し、これまで着実に取り組んできました。

計画に掲げた事業の取組状況は、全体を通じて概ね順調に推移していますが、成果が明らかになっているものや、軽重はあるものの一部には課題も見られます。これらの成果や課題を3つの基本方針ごとに概略を整理すると、次のとおりとなっています。

（1）基本方針1「人権尊重の精神と社会の一員としての自覚の育成」

多様な人々が共に生活する現代社会にあって、すべての市民が人権尊重の理念を正しく理解し、思いやりの心と社会の一員としての自覚を育むことが求められている中、人権週間、いじめ解消暴力根絶旬間を通じた人権教育や道徳授業地区公開講座など心の教育の推進に成果が見られます。一方で、児童・生徒の人権を大切にしたい指導を行う教員の指導力を向上させることが必要であるとともに、保護者や地域と連携した取組を強化して子どもを取り巻く地域の人権意識を一層高めていくことが必要になります。

また、いじめ問題について、平成 25（2013）年 9 月 28 日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、立川市においてもその内容、趣旨に基づき、「立川市子どものいじめ防止条例」を策定しました。いじめ問題の対応としては未然防止と早期対応の徹底が重要となっており、年間複数回のアンケート実施、いじめの悩み相談レターの全校配布、ふれあい月間などに取り組むことでいじめの実態把握が進み、いじめに関する理解及び認識が高まってきています。そのほか各校においてさまざまないじめ防止策を講じていますが、明らかな発生件数の減少傾向とまではなっていないため、より一層、児童・生徒の豊かな心の育成に努めるとともに、保護者・地域への理解啓発を充実させていく必要があります。

（2）基本方針2「豊かな個性と創造力を伸ばす教育の推進」

子どもたちが社会の変化に対応できるよう、自ら学び考え、主体的に判断し、意欲的に問題を解決する「生きる力」を育むことが求められています。そのため、基礎的・基本的な学力の定着を図るとともに、個に応じた多様な教育を推進するため、少人数指導の実施、様々な支援員の配置、学力向上推進研究校を複数校指定し、研究校における学力向上策を市内全校へ還元するなど学力向上に向けた体制整備や学校及び学級運営の安定化に効果が見られています。しかし、全国学力・学習状況調査や東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査において、上位層が少なく、中位、下位層が多いという実態を踏まえると児童・生徒の学ぶ意欲を高め、学習習慣を身に付けさせ、主体的に学習できる力を培うことが重要となっています。また、若手教員が増加傾向にあることから指

導力の一層の向上が課題となっています。

支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う環境を整備するため、情緒障害等通級指導学級や途切れのない支援を行う子ども未来センターの開設、特別支援教育支援員を全校に配置するなど支援体制を充実させてきました。今後は巡回相談の充実や関係機関とのさらなる連携強化が必要となっています。

（３）基本方針３「市民の教育参加と学校改革の推進」

学校教育は家庭、学校及び地域社会全体で支援することが必要であり、地域に開かれた学校運営が求められています。そこで、学校ホームページや学校だより等を活用して周知するとともに学校評議員制度や、学校関係者評価、教育フォーラム及び研究発表会等を通して市民参加を促進してきました。このようなさまざまな取組により保護者、地域住民等に学校教育への理解を深めることができたものの、学校評価のしくみづくりや地域人材をいかに活用していくかが課題となっています。

また、安心して児童・生徒が教育を受けられるよう第一小学校等複合施設への建替え、学校給食共同調理場の整備とPFI手法による運営開始、普通教室等への空調機の設置、校庭の芝生化、校舎の耐震化、水飲栓直結給水化など教育環境を整備するため、さまざまな事業を実施し、教育環境の改善に向けて具体的成果をあげてきました。しかし、老朽化した学校施設が多く、抜本的な改修が必要となっているため、各学校の大規模改修へ向けて取組を進めているところです。そして、学校ICT教育の環境整備については大型テレビの全校配置が終了したものの、パソコン教室以外ではLAN環境が整備されていないなど他市と比較しても整備が遅れている状況です。

（４）取組指標の進捗状況

計画で明記していた取組指標の進捗状況は以下のとおりです。

取組指標		進捗状況（実績）					目標値
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度末
1	人権イベントの参加者数	112人	0人	—	—	—	200人
	※平成20年度から22年度まで、人権教育総合推進地域事業の指定を文部科学省より受けていたが、平成23年度からは、同事業の指定が無くなったため教育フォーラムと統合した。						
2	道徳授業地区公開講座の参加者数	6,759人	7,120人	4,497人	7,988人	8,346人	6,300人
3	中学校部活動外部指導員の活動日数	5,640日	5,509日	5,800日	5,340日	6,003日	6,600日
4	教育相談の終了ケース数 (教育相談ケースの終結率)※1	94件 (34.8%)	118件 (45.2%)	87件 (34.6%)	118件 (40%)	106件 (35.1%)	(40%)
5	ハートフルフレンドの利用人数※2	小学校 7,646人 中学校 4,485人	小学校 8,877人 中学校 4,586人	小学校 9,189人 中学校 2,694人	小学校 6,386人 中学校 1,952人	小学校 1,687件 中学校 1,130件	小学校 9,900人 中学校 3,850人
6	児童生徒定期健康診断受診率	98.3%	98.5%	98.8%	98.5%	98.8%	100%
7	都の学力状況調査における正答率の向上	65.90%	58.70%	56.50%	57.29%	59.30%	市平均の正答率75%
8	都の学力状況調査における児童・生徒意識調査での意識の向上	78.9% 77.5%	75.8% 78.0%	小 73.6% 中 67.7%	小 90.5% 中 86.5%	小 88.3% 中 80.0%	社会貢献の意識 小5・中2ともに90%
9	ALT配置日数	1,890日	2,001日	1,861日	1,755日	1,702日	2,022日
10	小・中連携教育校	3校	3校	29校	29校	29校	29校
11	職場体験学習の実施日数※3	27日	27日	27日	27日	27日	45日
12	チームティーチング形式による食に関する授業の実施クラス数	286クラス	265クラス	303クラス	357クラス	281クラス	280クラス
13	学校図書館システムの導入校	小学校12校	小学校全20校	小・中学校全校	小・中学校全校	小・中学校全校	小・中学校全校
14	教員研修の参加教員数	延べ1,293人	延べ2,157人	延べ2,403人	延べ2,581人	延べ2,339人	延べ1,000人
15	学校ボランティアの活用数	延べ14,597人	延べ10,964人	延べ11,620人	延べ11,211人	延べ11,578人	延べ20,000人
16	防犯バザーの貸与者率	96.97%	98.83%	97.14%	96.16%	95.25%	99%
17	児童・生徒数に対する教育用パソコンの配備率	15.6人に1台	14.0人に1台	14.0人に1台	13.9人に1台	13.9人に1台	10人に1台
18	教員定数に対するパソコン配備率	85%	100%	100%	100%	100%	100%
19	小・中学校運動場芝生化の実施校	5校	5校	6校	6校	7校	10校
20	学校施設の利用者数	小学校 26,932人 中学校 1,422人	小学校 26,129人 中学校 555人	小学校 34,513人 中学校 5,029人	小学校 39,531人 中学校 4,941人	小学校 37,052人 中学校 4,430人	小学校 27,300人 中学校 2,400人

※1 終結率の分母には前年度までの継続中のケースも含まれるため分子の件数が同数でも割合は異なる場合がある。

※2 平成26年度は対応件数の合計。

※3 1校あたり3日×中学校9校＝27日。目標値は1校あたり5日×中学校9校＝45日

第3章 計画の体系

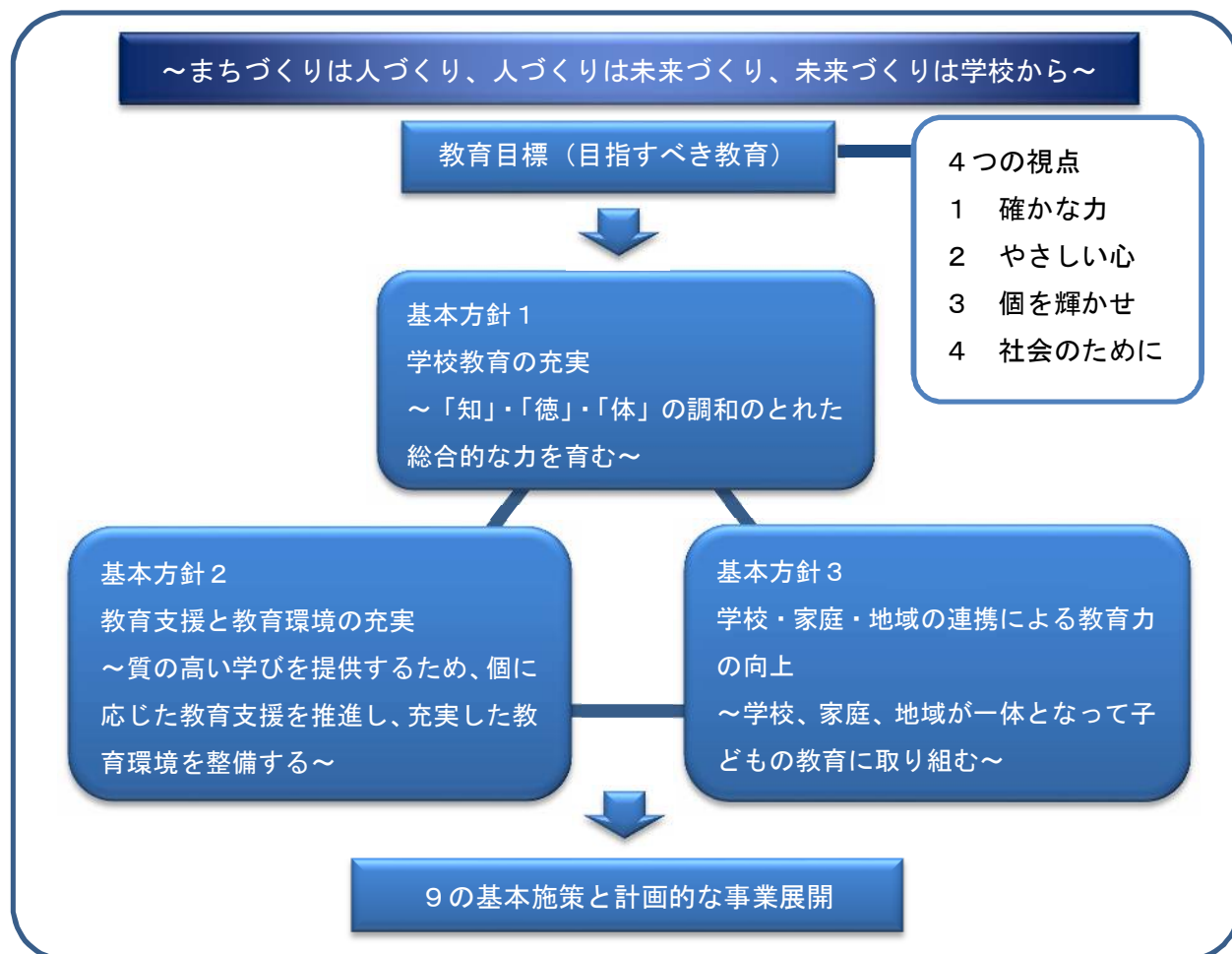
1 計画の方向性

義務教育9年間は、子どもたちが生涯にわたって、自ら学び、社会と主体的に関わり、貢献していく資質・能力の基盤となる力を身に付ける重要な時期です。また、子どもたちは、未来のまちを担うかけがえのない存在であり、まちづくりの主人公といえます。

このような中、地域の状況は、自治会の組織率の低下にみられるように都市化の進展によるコミュニティの希薄化が大きな課題となっています。また、平成32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピックを契機とするスポーツ振興はもとより、国際交流都市を目指す取組も求められています。

そこで、立川市教育委員会は、「まちづくりは人づくり、人づくりは未来づくり、未来づくりは学校から」の理念のもと、学校教育の充実を図り学校と行政及び市民が一体となって、立川の子どもたちの学力向上や次代を担う「立川市民」の育成に向け積極的に取り組んでいきます。

具体的には、今後5年間を見据えた本市学校教育の方向性として、「学校教育の充実」、「教育支援と教育環境の充実」、「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」を基本方針として掲げ、9の基本施策に基づき計画的に事業を展開していきます。



立川市教育委員会の教育目標

立川市教育委員会は、教育基本法の精神にのっとり、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成と、新しい文化の創造を目指す。

本市のまちづくりの将来像「にぎわいとやすらぎの交流都市立川」の実現のために、生命尊重と人間尊重の精神を基調とし、家庭教育、学校教育及び社会教育の緊密な連携のもとに、すべての市民が生涯を通じて自主的に学び、充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現と、子どもたちが心身ともに健康で知性に富み、道徳心と体力を育み、人間性豊かに成長することを願い

- 生きる力をはぐくみ、確かな力、やさしい心、個を輝かせ、社会のために役立つとするひとづくり
- いつでも、どこでも、だれでも自由に学ぶひとづくり
- いきいき健康、生涯スポーツを目指すひとづくり
- 歴史や伝統文化を継承し発展させるひとづくり
- 国際社会で主体的に貢献し活躍するひとづくり

に向けた教育を推進する。

(平成 27 年 4 月 16 日立川市教育委員会決定)

立川市の目指す子どもの姿

子どもは、次代を担うかけがえのない存在であり、我がまちの未来を拓く市民である。また、子どもたち一人一人は、市民の一員として他者やまちと関わり、社会に貢献することを通して、豊かで潤いのある人生を歩む存在となることが大人の願いである。

本計画では、こうした考えのもと、立川市の目指す子ども像を、

- 「知」・「徳」・「体」の調和のとれた力を備えた子ども
- 生涯にわたって自己を高めようと努力する子ども
- まちを知り、まちに愛着をもち、まちのよさを受け継ぐ子ども
- まちや社会と主体的に関わり、貢献しようとする子ども

と定めます。

2 計画の基本方針

「立川市教育委員会の教育目標」や「立川市の目指す子どもの姿」の実現に向け、施策展開の視点や事業展開の方向性として、3つの基本方針を掲げます。

基本方針1

学校教育の充実

～「知」・「徳」・「体」の調和のとれた総合的な力を育む～

変化の激しいこれからの社会を主体的に生きるためには、確かな学力、豊かな心、健康・体力の「知」・「徳」・「体」をバランスよく育てることが求められています。そのため、全教育活動を通して、児童・生徒に基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力などの活用する力を身に付けさせます。また、人権教育を通じて、自らを律しつつ、他者とも協調し、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな心を培うとともに、たくましく生きるための健康や体力の保持増進を図ることによって、次代を担う「立川市民」の「知」・「徳」・「体」の調和のとれた総合的な力を育む学校教育を推進します。

基本方針2

教育支援と教育環境の充実

～質の高い学びを提供するため、個に応じた教育支援を推進し、充実した教育環境を整備する～

子どもたち一人一人の確かな成長を支えるため、就学前からの途切れのない支援及び就学後の充実した学校生活の実現に向けた教育環境の整備が求められています。そのため、子どもたちの学校生活や学習上の課題を、改善又は克服するための教育支援を推進するとともに、個々の教育ニーズに即した特別支援教育の充実を図ります。また、安全・安心な環境の下で、教育活動の充実を図ることのできる学校の実現を目指します。

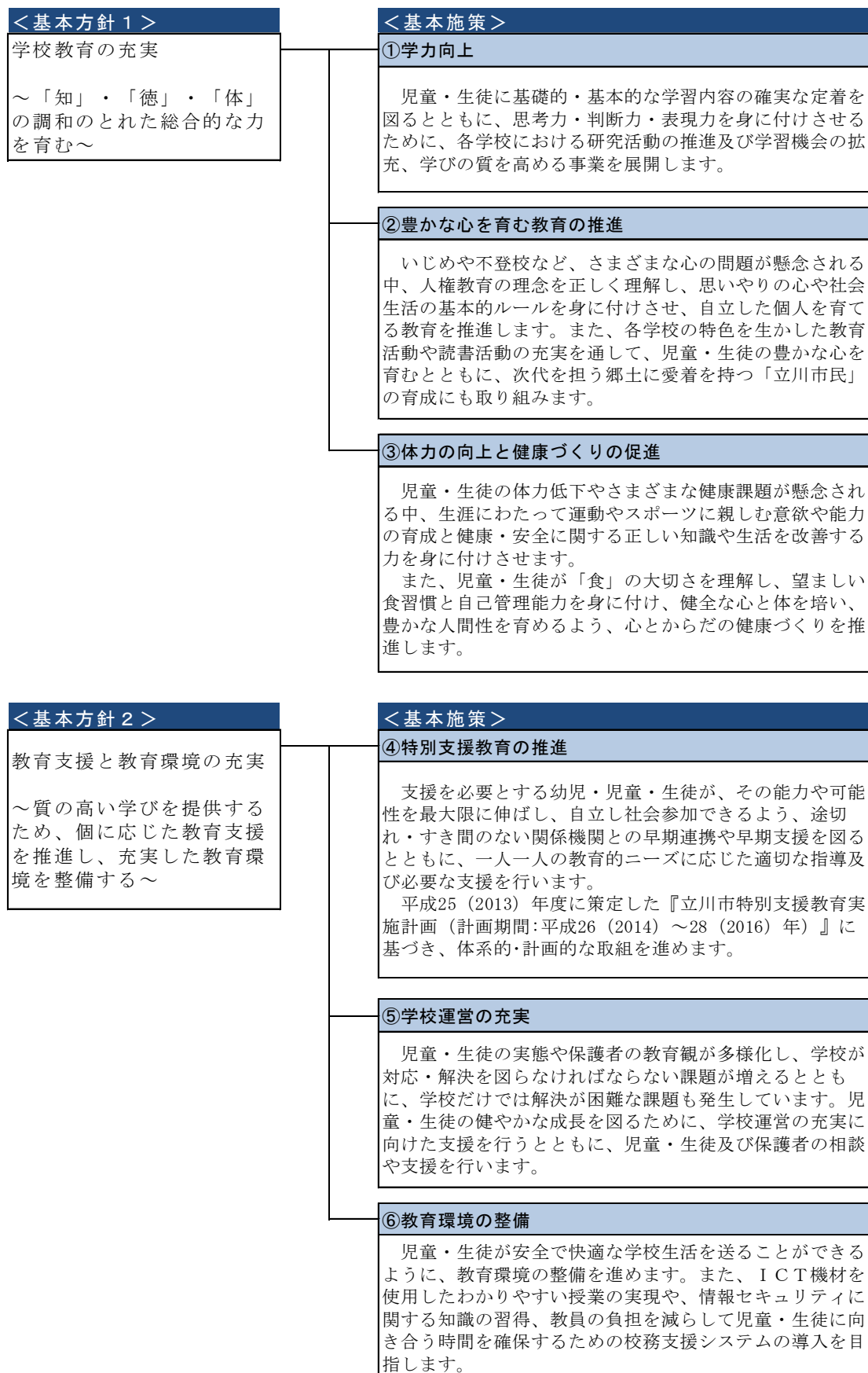
基本方針3

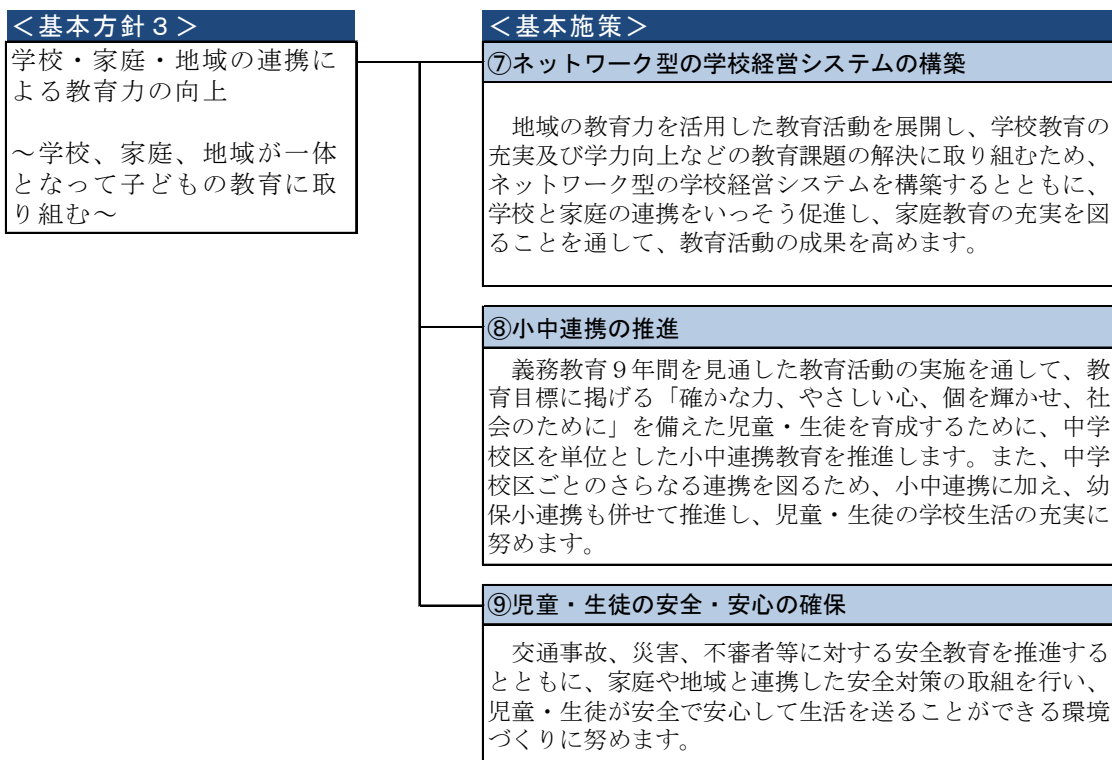
学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

～学校、家庭、地域が一体となって子どもの教育に取り組む～

まちの未来を担う子どもたちの健やかな成長は、学校、家庭、地域・社会の共通の願いです。学校は、子どもたちの教育にあたり、地域の小・中学校の連携とともに、家庭や地域・社会と協力し、それぞれが有する教育力を生かした教育活動を展開することが求められています。そこで、それぞれの学校が、ネットワーク型の学校経営を推進し、地域に根づいた学校教育の充実を図ることのできるよう事業を展開します。

3 計画の体系図





第4章 事業の展開と今後の方向性

基本方針1 学校教育の充実

～「知」・「徳」・「体」の調和のとれた総合的な力を育む～

基本施策1 学力向上

- ・ 1-1-① 教育力向上推進モデル校の指定
- ・ 1-1-② 校内研究（特色ある学校づくり交付金）の支援
- ・ 1-1-③ 教育研究の支援
- ・ 1-2 学習支援の充実 **【重点取組】**
- ・ 1-3 学力向上施策の推進（学力向上推進委員会）
- ・ 1-4 教員研修の充実
- ・ 1-5-① 少人数指導臨時指導員の派遣
- ・ 1-5-② 習熟度別指導及び少人数指導の推進
- ・ 1-5-③ 外国語指導助手の派遣
- ・ 1-6 小中連携外国語活動の推進 **【重点取組】**

基本施策2 豊かな心を育むための教育の推進

- ・ 2-1-① 人権教育の推進
- ・ 2-1-② 道徳教育の推進
- ・ 2-2 いじめに対する未然防止・早期発見・早期対応 **【重点取組】**
- ・ 2-3-① 文化的行事の支援
- ・ 2-3-② 伝統文化と国際理解の促進
- ・ 2-4 安全教育の推進
- ・ 2-5-① 特色ある教育活動の支援
- ・ 2-5-② 学校図書の充実と読書活動の支援
- ・ 2-5-③ 社会との関わりを生かした活動の推進

基本施策3 体力の向上と健康づくりの促進

- ・ 3-1-① 体力向上事業の推進
- ・ 3-1-② オリンピック・パラリンピック教育の推進
- ・ 3-1-③ 中学生「東京駅伝」等の活用による体力向上
- ・ 3-1-④ 専門的な技能を有する人材の活用 **【重点取組】**
- ・ 3-2-① 健康教育の推進
- ・ 3-2-② 学校や医療関係者と連携した健康指導の推進
- ・ 3-2-③ 基本的な生活習慣の定着
- ・ 3-3 PFI手法による質の高い給食の提供
- ・ 3-4 単独調理校における調理施設の環境整備
- ・ 3-5 食物アレルギー対策の徹底
- ・ 3-6 栄養バランスのとれた食事の提供と安全で良質な食材の確保
- ・ 3-7 食育の推進
- ・ 3-8 中学校給食の改善の検討

【基本施策1】学力向上

「施策の目的」

児童・生徒に基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るとともに、思考力・判断力・表現力を身に付けさせるために、各学校における研究活動の推進及び学習機会の拡充、学びの質を高める事業を展開します。

【現状と課題】

平成26(2014)年度の東京都の学力向上を図るための調査において、東京都と本市の結果を比較すると、中学校の国語科と社会科では、東京都平均を上回り、数学科、理科、英語科でもほぼ東京都平均並となっており、学習内容の定着が概ね図られています。一方、小学校においては、国語科、社会科、理科への関心・意欲・態度が東京都平均を上回っているものの学習内容の定着度が二極化する傾向にあります。

教育委員会における学力向上に向けたこれまでの取組を踏まえ、各学校における校内研究及び教員研修の充実、教員による学力向上策の検討、授業及び補習学習の支援を今後も充実させる必要があります。

- 1 校内研究の充実については、一校一研究制度を推進し、学力向上推進研究校、教育力向上推進モデル校、研究協力校を指定し、学力向上や教育活動の充実を図る具体策を研究するとともに、教員の授業力の向上を図る必要があります。



学力向上推進研究校での授業

- 2 学力向上推進研究校の研究を通して、本市の児童・生徒の実態として、その場の授業は分かるが、学習内容の定着に課題があることが認められ、課題解決の手立てとして授業以外における学習機会の拡充が有効であることが検証されたことを受け、全校における補習学習の推進及び学習支援員の派遣を行っています。



教員の初任者研修

- 3 学力向上施策の推進については、平成25(2013)年度より各学校の学力向上担当者で組織する学力向上推進委員会を立ち上げ、学力向上策の3つの視点として、補充的な学習、家庭学習、授業改善について具体的に検討を進め、各学校の実践につなげる必要があります。

- 4 教員研修の充実については、若手教員の資質・能力の向上や各世代の教員の専門性を高める研修を進めるとともに、学校サポートセンター指導員等による指導を通して、個々の教員の指導力の向上に努める必要があります。
- 5 学習指導の充実については、少人数指導臨時指導員の派遣、習熟度別指導及び少人数指導の推進、外国語指導助手の派遣により、算数・数学及び英語等の授業において個に応じた指導の充実を図るとともに、外国語活動及び外国語（英語）教育の充実を図る必要があります。
- 6 小中連携活動については、中学校区における各小中学校間において、教員の相互授業参観や協議、児童・生徒によるあいさつ運動や地域清掃、小学生の中学校授業体験等の取組を行っていますが、各教科等におけるカリキュラムの円滑な接続や授業における小中学校教員が連携した指導等については、今後充実させる必要があります。

■平成26年度東京都の学力向上を図るための調査結果（達成率）

国語	A 教科の内容					B 読み解く力に関する内容		
	関心・意欲・態度	話す・聞く	書く	言語	読む	取出す力	読取る力	解決する力
小5	100.5%	95.9%	95.5%	95.5%	97.7%	98.3%	95.9%	89.8%
中2	113.7%	101.8%	103.2%	101.5%	100.9%	96.2%	101.8%	101.0%
社会	関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解		取出す力	読取る力	解決する力
小5	100.7%	98.1%	96.5%	92.1%		95.0%	97.7%	94.3%
中2	102.0%	95.0%	101.2%	103.0%		98.1%	99.4%	97.4%
算数・数学	関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解		取出す力	読取る力	解決する力
小5	95.9%	88.7%	90.7%	92.8%		94.0%	76.5%	71.3%
中2	102.1%	99.7%	99.2%	96.4%		98.6%	96.3%	93.5%
理科	関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解		取出す力	読取る力	解決する力
小5	100.5%	94.1%	95.5%	89.7%		95.9%	97.6%	100.5%
中2	100.7%	95.2%	99.6%	100.6%		102.1%	94.3%	99.3%
英語	関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解		取出す力	読取る力	解決する力
中2	97.9%	94.0%	97.9%	101.3%		90.4%	88.3%	85.2%

※達成率(市平均正答率／都平均正答率)は都平均正答率を100%とする。

100%以上が都平成正答率より高く、100%未満は都平均正答率より低いことを示す。

【施策の展開】

- 1 教育力向上モデル校及び研究協力校を指定し、小中連携教育等の教育課題について研究を進めるとともに、校内研究の充実により教員の授業力の向上を目指します。
- 2 学校における補習学習や家庭学習の充実に向けて、学習支援員の派遣とともに、児童・生徒が自ら学ぶ意欲や態度を育成する事業を進めます。

- 3 学力向上推進委員会において学力向上の具体策を検討するとともに、各学校における実践を検証することにより、学力向上策の充実を目指します。
- 4 教員の課題解決や専門性を高めるため研修内容のさらなる充実を図ります。
- 5 少人数指導や習熟度別指導を効果的に進め、個に応じた指導の充実を目指します。
- 6 中学校区を単位とした小中連携教育を推進させるため、学校経営方針及び教育課程を関連付け、中学校区の各学校の特色や研究成果を生かした学習・生活指導等の充実を通して、学力向上を目指します。

【今後の取組】

No	1-1-①	教育力向上推進モデル校の指定
立川市立学校の教育力の向上に資するモデル校を指定し、学習及び生徒指導力の向上、学校組織力の強化等を図る取組を支援し、児童・生徒の学力向上を図ります。		
担当課		指導課

No	1-1-②	校内研究（特色ある学校づくり交付金）の支援
全小中学校に校内研究並びに特色ある学校づくり交付金を活用することにより、児童・生徒の学力向上に資する取組を支援します。		
担当課		指導課

No	1-1-③	教育研究の支援
全小中学校の教育力を向上させるためにモデル校を指定し、学習及び生徒指導力の向上、学校組織力の強化等を推進する取組を支援します。 また、教育課程の編成・実施に関する諸課題の解決のための調査・研究に対し、立川市全体の学校教育の充実に資する取組を支援します。		
担当課		指導課

No	1-2	学習支援の充実 【重点取組】
各学校における学習機会の拡充を支援するために学習支援員を派遣し、基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに、家庭等における学習習慣の定着に向けた支援を行います。		
担当課		指導課

No	1-3	学力向上施策の推進（学力向上推進委員会）
学力向上推進委員会を設置し、全小中学校から各1名の学力向上推進委員による学力向上施策の検討を進め、全ての児童・生徒の学力向上を図るための具体策の提案を行います。		
担当課		指導課

No	1－4	教員研修の充実
若手教員の資質・能力の向上や市内全ての教員の授業力向上のために、教員研修をさらに充実させます。また、課題や悩み等を抱える教員への指導・助言や相談を学校サポートセンター指導員を活用して行います。		
担当課		指導課

No	1－5－①	少人数指導臨時指導員の派遣
東京都の指導方法工夫改善加配による少人数指導に加え、算数・数学及び英語等において、少人数による学習集団を弾力的に編成し、個に応じた学習指導を充実させることにより、児童・生徒の学習内容の定着を図ります。		
担当課		指導課

No	1－5－②	習熟度別指導及び少人数指導の推進
算数・数学科において習熟度別指導を推進するとともに、英語科において少人数指導を推進することを通して、個に応じた指導の充実を図ります。		
担当課		指導課

No	1－5－③	外国語指導助手の派遣
市立小・中学校における外国語活動及び外国語（英語）教育の充実と国際理解教育推進のため、外国語指導助手を学校に配置し学習指導補助を行います。		
担当課		指導課

No	1－6	小中連携外国語活動の推進 【重点取組】
平成 32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピックを契機とする国際都市化に向けた動向も踏まえて、小学校外国語活動の充実及び中学校英語教育との円滑な接続を図るために、小学校教員と中学校英語科教員及び外国語指導助手によるティームティーチングによる外国語活動を実施し、児童・生徒の外国語によるコミュニケーション能力の向上を図ります。		
担当課		指導課

【取組指標】

取組の指標	取組指標と目標の考え方	現状 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査結果での達成率（小学校 5 年生、中学校 2 年生） ※達成率＝市／都（平均正答率）	学力が定着し、都の平均正答率（100）に達している児童・生徒が増加することで施策の成果向上につながる。目標値は、都平均に到達すること目指して設定した。	【小学校達成率】 4教科平均 94.5％ 【中学校達成率】 5教科平均 98.6％	【小学校達成率】 4教科平均 100％ 【中学校達成率】 5教科平均 100％
東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査結果で「授業が分かる」の設問に肯定的な回答をした割合	学力の定着を図る基本は、授業であり、授業が分かる児童・生徒が増加することで施策の成果向上につながる。目標値は、現状を踏まえ段階的に高めることを目指して、当面の目標として設定した。	【小学校達成率】 4教科平均 87.7％ 【中学校達成率】 5教科平均 69.7％	【小学校達成率】 4教科平均 90.0％ 【中学校達成率】 5教科平均 85.0％

【基本施策2】豊かな心を育むための教育の推進

「施策の目的」

いじめや不登校など、さまざまな心の問題が懸念される中、人権教育の理念を正しく理解し、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けさせ、自立した個人を育てる教育を推進します。また、各学校の特色を生かした教育活動や読書活動の充実を通して、児童・生徒の豊かな心を育むとともに、次代を担う郷土に愛着を持つ「立川市民」の育成にも取り組みます。

【現状と課題】

平成24（2012）年度と平成25（2013）年度の児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果を比較すると、不登校児童・生徒数については、やや増加傾向にあります。その要因は、本人に係る要因だけでなく、家庭における要因も大きく、不登校への対応については、児童・生徒だけでなく、保護者や家庭への支援が必要となっています。いじめについては、中学校においては、やや減少していますが、小学校においては増加しています。これは、いじめ問題に対する教職員や児童・生徒の認識が高まったためと考えます。

いじめや不登校など、児童・生徒の健全育成上の課題に対応するためには、児童・生徒に自他を尊重し、主体的に社会生活を送ることができ、地域文化とともに多様な文化を尊重する豊かな心を育む必要があります。

- 1 人権教育及び道德教育の推進については、各学校において人権教育推進委員及び道德教育推進教師を指名し、各教科等の指導及び道德の時間の他、全ての教育活動を通して指導を引き続き行っています。



人権の花運動

- 2 いじめ問題への対応については、立川市子どものいじめ防止条例を平成26（2014）年11月1日に施行し、学校・地域・市民・行政が連携したいじめの未然防止、早期発見・早期対応を図る体制づくりを行っています。また、各学校においては、立川市いじめ防止基本方針を踏まえて、学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を組織的に行う校内体制を整え、着実に進める必要があります。
- 3 豊かな情操を持ち、多様な文化を尊重する豊かな心を育むことについては、文化的行事として音楽、図画工作・美術、書写等の発表会・展示会を実施し、児童・生徒の学習成果の発表及び鑑賞を通して育成に努めています。また、各教科、道德、総合的な学習の時間、特別活動を通して、伝統文化の理解を図るとともに、多様な文化を理解し、

尊重する意識を高める国際理解教育を推進する必要があります。

- 4 健全育成の推進については、規律ある学校生活の実現に向け、各学校における児童・生徒理解の充実を基盤とした生活指導の充実を図るとともに、危険薬物や不審者等の犯罪から身を守る力を育むために、セーフティー教室を活用した安全教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育等を行っていきます。



学習発表会

- 5 豊かな心を育む教育活動への支援について

は、各学校の実態に即した特色ある教育活動における体験的な活動の充実を支援するための取組を行っています。

読書活動の充実に向けては、これまでに学校図書館システムを小中学校全校に導入し、蔵書管理や貸出返却業務の効率化を進めてきました。また、市立図書館からの団体図書貸出しなどの活用による連携を進めるとともに、保護者・地域ボランティアによる読み聞かせやビブリオバトル、朝読書等の取組を通して、児童・生徒が優れた図書に触れ、読書への意欲を高めることにより読書の習慣化を図る必要があります。

さらに、各学校におけるごみ減量化に向けた取組の推進や市中央図書館等が主催するPOP（ポップ）バトル等への参加を通して、各教科等で学んだことを生かす活動や社会生活との関わりを生かした活動を行い、豊かな心を育む教育活動を支援していきます。

■不登校・いじめの状況（児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果より）

	小学校		中学校	
	不登校	いじめ	不登校	いじめ
H24	41 人 (0.4%)	106 件	132 人 (3.4%)	213 件
H25	52 人 (0.6%)	156 件	138 人 (3.6%)	188 件

※「いじめ」は、学校がいじめ（疑いも含む）として対応した件数を示しています。

※「不登校」は、年間30日以上欠席した人数を示しています。また、（ ）内の数値は、不登校の出現率（不登校数／在籍数）を示しています。

■読書の実施状況（平成25・26年度児童・生徒の学力向上を図るための調査結果より）

		設問）読書を、毎日およそどのくらいするか。				
		2時間以上	1～2時間	0.5～1時間	0.5時間未満	読書しない
小学校	H25	5.9%	10.2%	28.1%	42.4%	12.3%
	H26	5.0%	10.1%	25.4%	44.5%	13.9%
中学校	H25	4.6%	7.8%	18.9%	39.0%	28.3%
	H26	5.0%	6.3%	16.2%	48.7%	22.8%

■市立図書館から学校図書館（小学校）への団体貸出冊数の状況

年 度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
貸出冊数	33,312	35,891	45,643	46,542	46,705

【施策の展開】

- 1 東京都人権教育推進校及び市研究協力校における人権教育の推進に向けた研究を行うとともに、各学校における道徳の時間の指導の充実及び道徳授業地区公開講座の実施を通して、児童・生徒に豊かな心を育む教育を推進します。
- 2 立川市子どものいじめ防止条例に掲げる理念に基づき、学校・家庭・地域・市民・行政が連携したいじめ防止の取組を着実に進めます。
- 3 市主催の連合音楽会や連合展示会を引き続き実施し、児童・生徒の学習成果の発表の場をつくるとともに、郷土学習の充実を通して立川の伝統文化の理解を深め小・中連携を通した「立川市民」の育成を図るとともに、平成32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピックを契機とする多様な文化を尊重する態度を養う国際理解教育の推進を目指します。
- 4 規律ある学校生活、安全・安心な学校生活の確立を図るために、児童・生徒理解を基盤とした学校運営の充実を支援するとともに、犯罪や身の回りの危機から身を守る力を身に付けさせるために、セーフティー教室や安全指導の充実を一層図ります。
- 5 学校の特色を生かした教育活動や社会との関わりを通した活動を支援し、児童・生徒に自己肯定感や自他を尊重する精神を培うことを目指します。

また、児童・生徒が、読んだり調べたりしたい時に必要な本を活用することができるよう、図書室の充実と読書活動の支援を並行して進めていきます。

【今後の取組】

No	2-1-①	人権教育の推進
児童・生徒に人権尊重の理念を正しく理解させ、自分を大切にするとともに、他者も大切にしようとする態度を養うために、平成 26（2014）年度東京都人権教育推進校における実践や研究の成果を、全市に広げていきます。また、全校で、東京都教育委員会発行の「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用した研修を実施し、「ふれあい月間」や「いじめ解消・暴力根絶旬間」への取組を充実させるなど、人権教育の推進を図っていきます。		
担当課		指導課

No	2-1-②	道徳教育の推進
児童・生徒の豊かな心を育成するために、道徳の全体計画及び年間指導計画に基づき、各校の道徳教育推進教師を中心にした指導体制を強化して、道徳の授業の充実と改善を図ります。また、道徳の時間を要として、全教育活動を通して道徳教育を推進します。また、「東京都道徳指導資料集」及び「私たちの道徳（文部科学省）」などの資料集を積極的に活用するために、道徳教育推進委員会における研修の充実を図ります。さらに、道徳授業地区公開講座の内容の充実を図り、より多くの地域・保護者の方の参加を促し、地域・保護者と連携した道徳教育を推進します。		
担当課		指導課

No	2-2	いじめに対する未然防止・早期発見・早期対応 【重点取組】
「立川市子どものいじめ防止条例（平成 26（2014）年 11 月 1 日施行）」、「立川市子どものいじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」を基に、市・学校及び保護者、市民が連携・協力して、組織的・継続的な児童・生徒の状況把握と即時対応の徹底を一層図っていきます。また、各学校においては、「ふれあい月間」や「いじめ解消・暴力根絶旬間」等の取組を充実させ、スクールカウンセラーも含めた「いじめ対策委員会」を設置して校内での組織的な指導体制を整えとともに、児童・生徒のコミュニケーション能力の向上を図るための指導を充実させ、いじめの未然防止に努めます。		
担当課		指導課、教育支援課

No	2-3-①	文化的行事の支援
全小・中学校を対象とした、連合展覧会(図工展・書写展)、連合音楽会（小・中別）を実施するとともに、文化的行事を支援し、児童・生徒の豊かな情操を育む教育の充実を図ります。		
担当課		指導課

No	2-3-②	伝統文化と国際理解の促進
国際社会に生きる日本人としての自覚と誇りを持つとともに、多様な文化を尊重できる態度や資質を養うために、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動を通して日本の伝統・文化及び立川の伝統文化への理解及び国際理解教育を推進していきます。また、進んで地域の行事や活動に参加するよう促し、郷土や地域を愛する心情や態度を養い、次代を担う「立川市民」の育成に取り組みます。		
担当課		指導課

No	2-4	安全教育の推進
身の回りにある危険を予測し回避する能力と地域社会の安全に貢献できる能力を育成するために、全校でセーフティー教室を実施するとともに「安全教育プログラム（東京都教育委員会）」を活用した安全教育の充実を図ります。		
担当課		指導課

No	2-5-①	特色ある教育活動の支援
各校の実態に即した特色ある教育活動や地域・保護者との連携による教育活動を充実させるために、ネットワーク型の学校経営の推進を支援していきます。		
担当課		指導課

No	2-5-②	学校図書の充実と読書活動の支援
学校図書館の整備及び充実に向け、市立図書館の団体貸出しの活用を中学校にも拡大します。また、図書の時間や朝読書の充実とともに、保護者・地域ボランティアによる読み聞かせやビブリオバトル等の取組、市立図書館と連携した推薦図書の紹介や読書の啓発活動を通して、児童・生徒の読書の習慣化を図ります。		
担当課		指導課、学務課、図書館

	2-5-③	社会との関わりを生かした活動の推進
各学校におけるごみ減量化に向けた取組や市立図書館が主催するPOP（ポップ）バトルやビブリオバトルへの参加、中学生の主張大会等への参加をさらに促し、各教科等で学んだことを生かす活動や社会生活との関わりを生かした活動を通して、豊かな心の育成に努めます。		
担当課		指導課

【取組指標】

取組の指標	取組指標と目標の考え方	現状 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
道徳授業地区公開講座への参加者	心の教育の推進には道徳教育が重要であり、道徳授業地区公開講座において、学校と保護者・地域が連携した心の教育を推進することにより、児童・生徒の豊かな心の育成につながる。目標値は、100 名ずつ 5 年間で 500 名増やすことを目指して設定した。	7,988 名	8,500 名
学校評価（保護者）アンケートで「いじめや暴力の根絶に組織的に取り組んでいる」という設問に肯定的な回答をした割合	いじめや暴力を児童・生徒の人権を侵害する行為であり、豊かな心の育成を図る上で、その根絶が不可欠であり、学校がいじめや暴力根絶に組織的に取り組むことで施策の成果向上につながる。目標値は、5 年間で 80%まで増やすことを目指して設定した。	調査未実施 参考 H26 結果 小学校 78.3% 中学校 67.8%	小学校 80.0% 中学校 80.0%
東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査（質問紙調査）で「学校のきまりを守る」の設問に肯定的な回答をした割合	学校生活の充実を図る上で、規律ある学校生活の実現が重要であり、児童・生徒の規律遵守の意識が高まることで、学校生活の充実につながる。目標値は、5 年間で 95%まで増やすことを目指して設定した。	小学校 89.0% 中学校 88.9%	小学校 95.0% 中学校 95.0%

【基本施策3】体力の向上と健康づくりの促進

「施策の目的」

児童・生徒の体力低下やさまざまな健康課題が懸念される中、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ意欲や能力の育成と健康・安全に関する正しい知識や生活を改善する力を身に付けさせます。

また、児童・生徒が「食」の大切さを理解し、望ましい食習慣と自己管理能力を身に付け、健全な心と体を培い、豊かな人間性を育めるよう、心とからだの健康づくりを推進します。

【現状と課題】

平成 25 (2013) 年度の児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等の調査結果では、小学校 3・4・5・6 年と中学校 2 年の男子及び小学校 3・5 年と中学校 2 年女子が東京都平均を上回っています。課題としては、小学校のシャトルラン・中学校の持久走で東京都平均を下回っており、今後さらに体幹を鍛えるとともに、持久力を高める等、体力・運動能力の向上を図る必要があります。また、生活・運動習慣等についても、朝食を毎日食べる児童・生徒の割合は増えていますが、毎日の運動の実施状況では、「運動をしない」と回答した割合が 10%を超える学年が女子で 6 つあり、特に小学校 1 年及び中学校 2・3 年では 20%前後と高く、運動習慣の定着が課題となっています。

- 1 児童・生徒の体力向上に向けては、体力向上推進委員会における現状分析及び授業研究を行いました。今後も児童・生徒及び保護者への啓発資料の配布や、中学生「東京駅伝」に向けた取組及び市研究協力校やスポーツ教育に係る推進校の実践の成果を全校で共有していく必要があります。



東京駅伝へ向けて練習

- 2 健康づくりの促進に向けては、体育・保健体育の保健分野等の授業における指導を通して、健康の保持増進について児童・生徒の知識・理解を高めるとともに、基本的な生活習慣の定着を図っています。また、児童・生徒の定期健康診断の結果を統計データとしてまとめ、児童・生徒の健康管理の資料として活用していますが、今後は、養護教諭や学校医と連携した健康づくりの意識を高める取組を充実させる必要があります。
- 3 第一及び第二学校給食共同調理場の老朽化対策と運営の効率化のため、共同調理場を 1 場に統合し、平成 25 (2013) 年 4 月に P F I 手法により運営を開始しました。民間事業者の専門性を生かした、高い衛生水準による、安全・安心な給食の提供を行っているほか、専用のアレルギー調理室を設置し、食物アレルギー対応の充実を図りました。今

後は、民間のノウハウを活用して、事業内容をさらに安定・充実していくことが求められています。

- 4 単独調理校のうち第一小学校は校舎建替えに伴い、給食施設を衛生管理基準に基づき設計し、平成 26 (2014) 年度の 2 学期から供用を開始しました。他の単独調理校についても、学校施設の改修に合わせ、調理施設の環境整備が必要となっています。
- 5 学校給食におけるアレルギー対応児童の増加に伴い、「アレルギー対応方針」を見直し、保護者からの学校生活管理指導表の提出によるアレルギー児童の把握、調理方法の徹底、学校での給食配膳のチェックの確認等により、アレルギー対応の徹底を進めています。今後も情報の共有を図り、ダブルチェック体制の確立が必要です。
- 6 学校給食は、国の「学校給食摂取基準」や立川市衛生管理基準などに基づき、栄養バランスと安全・衛生に十分配慮して給食を実施しています。引き続き、良質な給食の提供に努めるとともに、地元農産物の使用率の向上に向け取り組んでいきます。
- 7 成長期にある児童・生徒に、望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けてもらうため、食教育の支援指導を行っており、小学校では全校で実施していますが、中学校での実施の充実が課題となっています。
- 8 中学校給食については、栄養バランス等を考慮した安全で衛生的な給食を、選択方式で提供していますが、給食の喫食率が平成 17 (2005) 年度をピークに年々減少しており、改善が必要となっています。



食育授業の様子

■平成 26 年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果

		小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3
シャトルラン・持久走	男	94.4%	94.4%	90.2%	93.1%	98.3%	97.0%	99.2%	101.0%	101.2%
	女	94.7%	94.9%	88.6%	97.9%	92.5%	95.8%	100.1%	98.7%	101.1%
合計得点	男	99.6%	100.0%	100.0%	100.3%	100.4%	100.3%	104.2%	102.1%	101.7%
	女	98.0%	98.4%	98.9%	102.3%	99.1%	100.3%	100.4%	99.1%	97.6%

※「シャトルラン・持久走」「合計得点」は、達成率(市平均得点／都平均得点)を示し、都平均得点を 100%とする。

※シャトルランは小学校、持久走は中学校での調査項目。

※合計得点は、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、シャトルラン・持久走、50m 走、立ち幅跳び、ボール投げの 8 種目のそれぞれの結果を点数化した得点の合計。

		小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
毎日運動	男	12.2%	6.5%	6.5%	5.5%	3.6%	6.4%	5.4%	6.1%	10.5%
しない	女	17.8%	10.6%	12.8%	8.3%	6.3%	10.6%	14.9%	19.1%	29.7%

※調査において「毎日運動しない」と回答した児童・生徒数の割合を示す。

【施策の展開】

- 立川市小・中学校教育研究会の体育・保健体育部における授業研究を通じた体育授業の改善を図るとともに、市及び東京都の研究校や推進校における研究及び実践の成果を全校で共有し、活用します。また、専門的な技能を有する人材を活用した授業及び運動部活動への支援や中学生「東京駅伝」に向けた取組の充実を通して、体力・運動能力の向上及び生活・運動習慣の確立を目指します。
- 養護教諭や学校医等と連携した健康教育を推進し、児童・生徒の健康の保持増進及び基本的な生活習慣の定着に対する意識を高めます。また、「歯と口の健康ポスター展」や「健康努力児童・生徒表彰」等の取組を通じて、保護者や地域に向けた啓発も併せて行っていきます。
- 学校給食共同調理場においてはPFI手法により、民間事業者のノウハウを活用し高い衛生水準を維持し、安全で安心な給食の提供を行います。
- 単独調理校では、学校施設の大規模改修に合わせ、調理施設の環境整備を行います。
- 学校給食の食物アレルギー対策については、事故の未然防止に向け、徹底して取り組んでいきます。
- 栄養バランスと安全・衛生に十分配慮して給食を実施するとともに、地元農産物の使用率をさらに高め、安全で良質な食材の確保に努めていきます。
- 「食」への関心を高め、食べることの大切さを理解し、望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けることを目的に、食教育の支援指導を推進していきます。
- 中学校給食については、給食の利用が進むよう改善に向けた検討を行います。

【今後の取組】

No	3-1-①	体力向上事業の推進
	教員の「授業力向上」を図るために、小・中連携教育活動及び小学校教育研究会、中学校教育研究会において授業研究、授業公開を実施し、指導法の工夫・改善を図り、児童・生徒の体力向上につなげます。 また、「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果を活用し、児童・生徒、保護者に体力向上及び生活・運動習慣の定着等への啓発を図ります。 さらに、体育及び保健体育、休み時間等を活用し、各学校において特色ある実践を「一校一取組運動」として実施し、学校全体で体力の向上を組織的・計画的に取り組めます。	
担当課	指導課	

No	3-1-②	オリンピック・パラリンピック教育の推進
平成 32（2020）年のオリンピック・パラリンピックを契機にオリンピック教育推進校を中心に、オリンピック・パラリンピアンと児童・生徒との直接的な交流を通して、運動・スポーツにより一層取り組むとともに、推進校以外の全ての小中学校においても、運動・スポーツへの興味・関心を高めるために、体育授業等の内容・方法の改善や、日常的な運動・スポーツの実践による健康増進に向けた取組の充実、地域との連携等による特色ある取組を実施し、さらなる体力の向上を図ります。		
担当課		指導課、スポーツ振興課

No	3-1-③	中学生「東京駅伝」等の活用による体力向上
中学生「東京駅伝」大会に向けて、各中学校や市の予選会をはじめ、陸上競技経験者の外部指導員を活用した練習に取り組むとともに、民間企業との連携によるランニング教室に参加させる等、目標に向かって切磋琢磨し、持久力及び忍耐力等を育みます。		
担当課		指導課

No	3-1-④	専門的な技能を有する人材の活用 【重点取組】
基礎的・基本的な運動能力の向上を図るために、大学と連携した小学校体育授業の支援や体育協会等と連携した授業及び運動部の活動支援を行います。		
担当課		指導課

No	3-2-①	健康教育の推進
体育・保健体育科の保健分野及び家庭科等の教科における指導とともに、養護教諭や学校医等と連携した取組を推進します。		
担当課		指導課

No	3-2-②	学校や医療関係者と連携した健康指導の推進
養護教諭や学校医との連携を図り、学校保健会全体会や養護教諭部会における意見交換を通して、児童・生徒の心身の健康状態の把握に努めるとともに、児童・生徒に対する効果的な健康指導の方法を検討し、主体的に健康増進を考える習慣を身に付けさせていきます。		
担当課		学務課、指導課

No	3-2-③	基本的な生活習慣の定着
早寝、早起き、朝ご飯、家の手伝い、学校の規則やきまりを守る等の基礎的な生活習慣の定着を図るために、中学校区を単位とした小中連携による取組を積極的に推進するとともに、生活指導主任会等において教員対象の研修を実施します。 また、家庭との連携・協力を得る工夫を図り、生きる力の基盤となる食や睡眠等の生活習慣の定着を図ります。		
担当課		指導課

No	3-3	P F I 手法による質の高い給食の提供
P F I 手法による民間事業者のノウハウを活用した学校給食共同調理場の運営を行政との協働により展開し、効率的に質の高い給食を提供していきます。		
担当課		学校給食課

No	3-4	単独調理校における調理施設の環境整備
「立川市公共施設保全計画」に基づく学校施設の大規模改修を行う際に、調理施設についても環境の整備を行っていきます。		
担当課		学校給食課

No	3-5	食物アレルギー対策の徹底
食物アレルギーについては、小学校給食におけるアレルギー対応方針に基づき、行政・学校・保護者・調理関係者の情報の共有を徹底するとともに、調理、配膳等においても確認作業を徹底し、食物アレルギーを持つ児童に、安全・安心な給食を提供していきます。		
担当課		学校給食課、学務課、指導課

No	3-6	栄養バランスのとれた食事の提供と安全で良質な食材の確保
成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達を促し、健康増進を図るため、国の「学校給食摂取基準」や、立川市衛生管理基準などに基づき、栄養バランスと安全・衛生に十分配慮して給食を実施していきます。 また、「立川市学校給食用材料調達事務要綱」に基づき、原則として国内産の安全で衛生的かつ良質な食材料を使用するとともに、地元農産物の使用率の向上にも取り組んでいきます。		
担当課		学校給食課

No	3-7	食育の推進
児童・生徒が「食」への関心を高め、食べることの大切さを理解し、望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けることを目的に、栄養士が学級担任等と連携し、チームティーチングにより、学校給食を活用した食教育の支援指導を行います。「食」を通して、健全な心と体を培い、豊かな人間性を育めるよう、心とからだの健康づくりを推進します。		
担当課		学校給食課、産業観光課

No	3-8	中学校給食の改善の検討
中学校給食は、家庭からのお弁当か、市より委託を受けた民間事業者が調理したランチボックスによる給食の、どちらかを選択できる方式で実施しています。給食の喫食率は、平成17（2005）年度の68.1%をピークに年々減少しており、中学校給食の改善に向けた検討を行います。		
担当課		学校給食課

【取組指標】

取組の指標	取組指標と目標の考え方	現状 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査によるシャトルラン・持久走の結果	児童・生徒の体力・運動能力の重点課題である持久力を指標とし、都の平均値(100)に達している児童・生徒が増加することで施策の成果向上につながる。目標値は、都平均に到達することを目指して設定した。	東京都平均以上 男子 4/9 学年 東京都平均以上 女子 2/9 学年	東京都平均以上 男女ともに 9/9 学年
運動の実施状況調査による毎日運動しないとの回答結果	体力・運動能力の向上を図る上で、運動の習慣化が重要であり、毎日運動しない児童・生徒の減少が施策の成果向上につながる。目標値は、都平均に到達することを目指して設定した。	10%以下 男子 8/9 学年 10%以下 女子 3/9 学年	10%以下 男女ともに 9/9 学年
食教育実施校数	小学校では全校で実施できているが、中学校では2校にとどまっているため、9校すべてで食教育を実施し、施策の成果向上につなげる。	小学校 20 校 中学校 2 校	小学校 20 校 中学校 9 校
立川産野菜の使用率	食数の多い、共同調理場と中学校では、立川産野菜の使用が進まない状況であるが、単独調理校の数値を目標に使用率の向上に努めていく。	単独調理校 11.5% 共同調理場 7.8% 中学校 4.6% 平均 8.0%	平均 12.0%

基本方針 2 教育支援と教育環境の充実

～質の高い学びを提供するため、個に応じた教育支援を推進し、充実した教育環境を整備する～

基本施策 4 特別支援教育の推進

- ・ 4-1-① 早期連携・早期支援の仕組みづくり **【重点取組】**
- ・ 4-1-② 中学校卒業後の進路先・関係機関との連携
- ・ 4-1-③ 特別支援教育に関わる関係機関との連携
- ・ 4-2-① 学校における計画的な特別支援教育の推進
- ・ 4-2-② 特別支援学級等の整備及び充実
- ・ 4-2-③ 教員等の専門性向上
- ・ 4-2-④ 巡回相談の充実 **【重点取組】**
- ・ 4-3-① 交流及び共同学習の推進
- ・ 4-3-② 副籍制度の実施
- ・ 4-3-③ 特別支援教育講演会等の開催

基本施策 5 学校運営の充実

- ・ 5-1-① 児童・生徒の学校生活の充実に向けた支援 **【重点取組】**
- ・ 5-1-② スクールソーシャルワーカーの活用
- ・ 5-1-③ 適応指導教室の充実
- ・ 5-2 教育相談の実施
- ・ 5-3-① 学校運営の充実に向けた支援
- ・ 5-3-② 学校事務の共同実施の推進
- ・ 5-4 小学校社会科副読本・中学校社会科資料集の配布
- ・ 5-5 就学援助費及び就学奨励費等の適切な運用

基本施策 6 教育環境の整備

- ・ 6-1 計画的な学校施設の改修 **【重点取組】**
- ・ 6-2 特別教室等への空調機設置
- ・ 6-3 学校における校庭の芝生化
- ・ 6-4 災害時の避難所機能の整備
- ・ 6-5 学校備品の整備
- ・ 6-6-① ICT教育環境の整備 **【重点取組】**
- ・ 6-6-② ICT教育環境の活用 **【重点取組】**
- ・ 6-7 小学校の適正配置の推進

【基本施策4】特別支援教育の推進

「施策の目的」

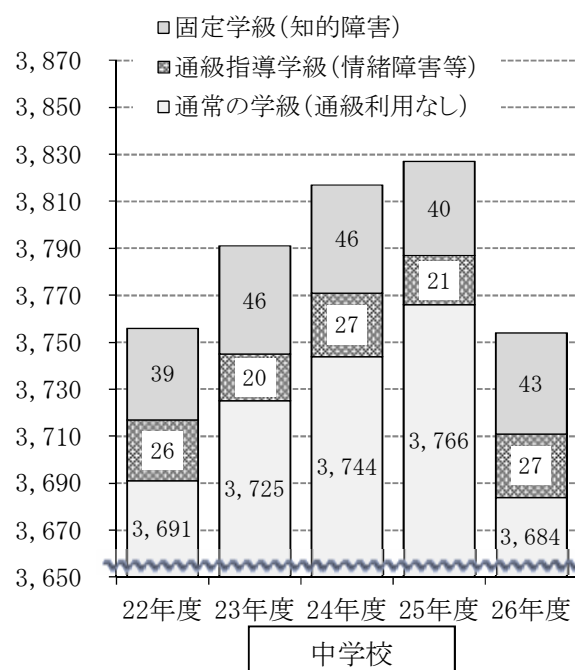
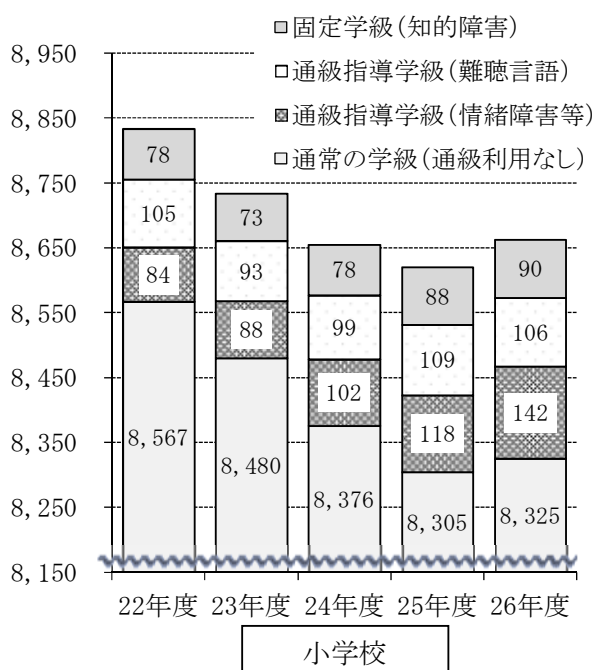
支援を必要とする幼児・児童・生徒が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、途切れ・すき間のない関係機関との早期連携や早期支援を図るとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行います。

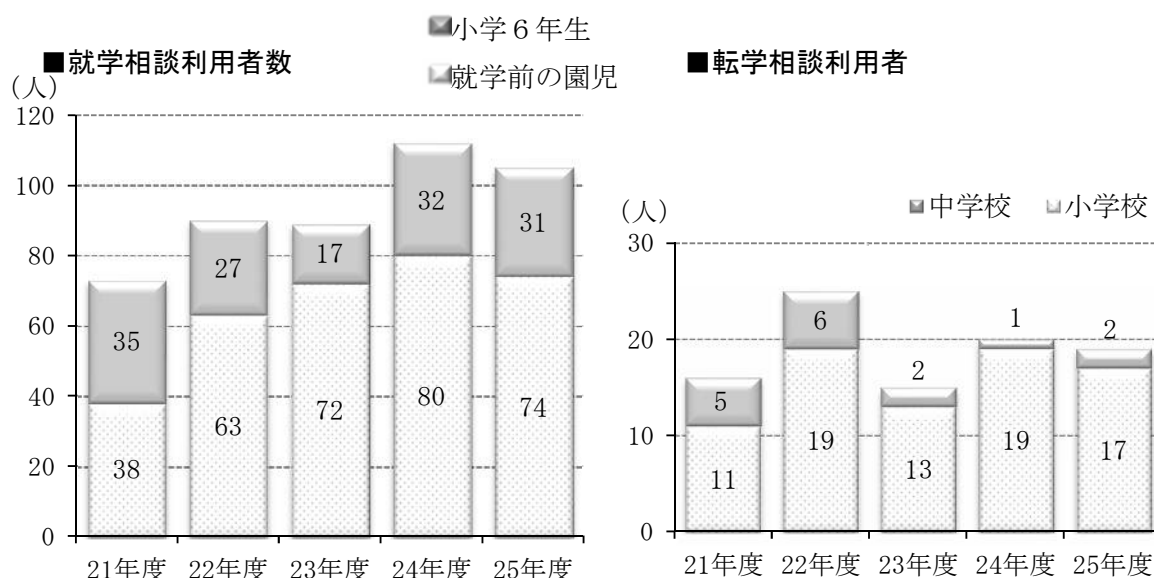
平成25(2013)年度に策定した『立川市特別支援教育実施計画(計画期間:平成26(2014)～28(2016)年)』に基づき、体系的・計画的な取組を進めます。

【現状と課題】

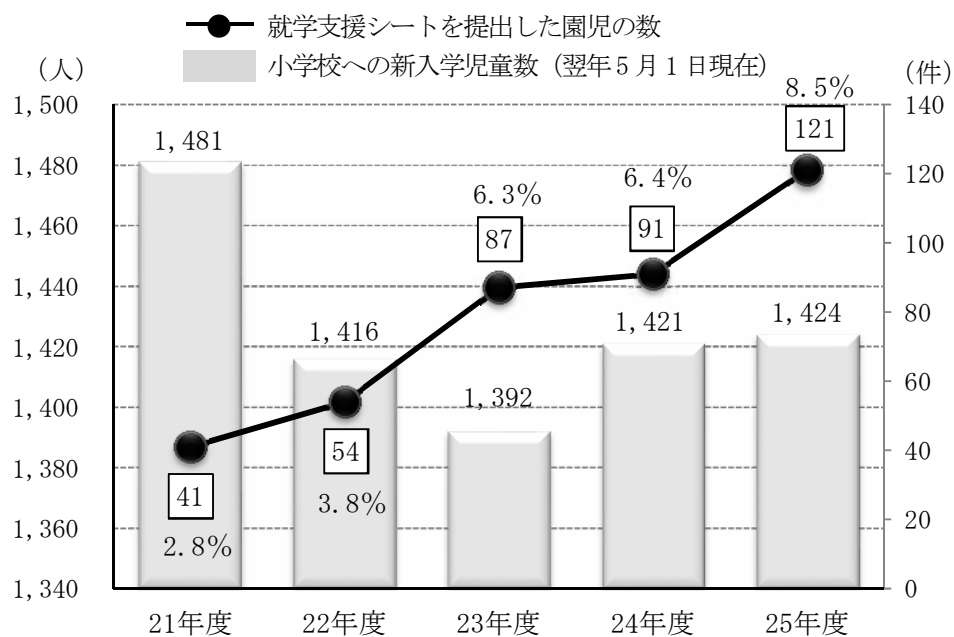
- 1 特別支援学級に在籍する児童・生徒数は年々増加しています。特に、小学校の情緒障害等通級指導学級の利用児童数は、自閉症やADHD(注意欠陥・多動性障害)、LD(学習障害)等の発達障害の理解や早期診断が進んだこと等により、5年前と比較して約1.6倍に上っています。就学相談件数、就学支援シートの提出数も増加傾向にあり、より早期からの連携・支援が課題となっています。
- 2 学校における特別支援教育コーディネーターの複数指名や校内委員会の開催等、計画的な特別支援教育の推進が求められています。特別支援学級の整備・充実はもとより、教員や支援員等の特別支援教育に関する専門性を高める研修や、専門家の巡回相談等により、学校を支援する仕組みづくりが不可欠です。
- 3 障害に対する正しい理解と認識を深めるため、交流及び共同学習、保護者や市民等への理解啓発を進めることが大切です。

■特別支援学級在籍及び通級指導学級利用児童・生徒数の推移(各年5月1日現在)





■新入学児童における就学支援シートの提出



【施策の展開】

- 1 乳幼児期からライフステージに応じた途切れのない発達支援の仕組みづくりを進め、幼稚園、保育園、就学前機関、学校、家庭、地域社会、医療、福祉、相談機関などの各機関が連携を図り、一人一人の成長を支えていきます。
- 2 全ての学校において、支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を組織的に行います。
- 3 障害に対する正しい理解と認識を深めるため、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習を積極的に行い、共に生きる意識と態度を育てるとともに、保護者や市民等に対して、特別支援教育の理解啓発を図ります。

【今後の取組】

No	4-1-①	早期連携・早期支援の仕組みづくり 【重点取組】
子ども家庭支援センターで実施している発達相談から、教育相談・就学相談に確実につなぎ、小学校における就学支援シートの活用や個別指導計画への反映、幼稚園及び保育園における早い時期からの支援の手だてを明確にして取り組んでいきます。 中学校への就学においても、各中学校区で実施してきた連携を生かし、実態に応じた連携を進めながら、特別支援学級間の連携についても、一層充実させていきます。		
担当課		教育支援課、子ども家庭支援センター

No	4-1-②	中学校卒業後の進路先・関係機関との連携
中学校を卒業した後の進路先等において、それまでの支援が引き継がれるよう、必要に応じて進路先や関係機関との連携を行います。		
担当課		教育支援課

No	4-1-③	特別支援教育に関わる関係機関との連携
教育委員会だけでなく庁内の障害者福祉や健康担当課、外部の医療機関や福祉施設等とネットワークを構築し、定期的な連絡会を通じて特別支援教育の推進に関わる協議を行います。また、子ども家庭支援センターが実施している家庭支援と教育相談、発達支援親子グループ事業と就学相談など、関連事業を通じた連携を強化します。		
担当課		教育支援課

No	4-2-①	学校における計画的な特別支援教育の推進
校内研修の内容の相談や講師派遣について対応し、各校の特別支援教育の取組を支援します。また、個別の教育支援計画、個別指導計画の作成を推進し、理解啓発に努めます。		
担当課		指導課

No	4-2-②	特別支援学級等の整備及び充実
今後の児童・生徒数の推計を基に、知的障害特別支援学級の設置を検討します。また、小学校の情緒障害等通級指導学級を利用する児童数の増加に対応するため、平成28(2016)年度に導入予定の「特別支援教室」に向け、市として課題の把握、解決に向けた検討を実施し、設置に向けた準備を行います。また、特別支援学級については、就学児を対象とした説明機会を充実します。		
担当課		教育支援課

No	4-2-③	教員等の専門性向上
特別支援教育に関する教員の専門性向上のため、市が開催する研修を体系化し、内容の充実や特別支援学校との連携を図ります。また、特別支援教育支援員や介助員等の研修を充実していきます。		
担当課	教育支援課、指導課	

No	4-2-④	巡回相談の充実 【重点取組】
教育相談員（心理職）を定期的に学校に派遣し、支援が必要と思われる児童・生徒の実態把握の支援や、教員の指導に対する助言等を行います。さらに、医師や言語聴覚士等の専門家相談についても検討・実施します。		
担当課	教育支援課	

No	4-3-①	交流及び共同学習の推進
各学校の実態に応じて、交流や共同学習を実施します。取組の中で先進的なもの、創意工夫があるものについては、各学校に対して積極的に情報発信を行うとともに、さまざまな学習場面を通して、特別支援教育について児童・生徒の理解を深めていきます。		
担当課	指導課	

No	4-3-②	副籍制度の実施
特別支援学校の児童・生徒の状況と、地域指定校の実態に応じて副籍制度による交流を実施します。取組の中で先進的なもの、創意工夫があるものについては、各学校に対して積極的に情報発信を行います。		
担当課	教育支援課、指導課	

No	4-3-③	特別支援教育講演会等の開催
特別支援教育の推進、理解啓発のため、保護者、関係機関、市民等を対象に講演会を開催するほか、市広報やリーフレットを活用した情報発信に取り組みます。		
担当課	教育支援課	

【年次計画】

具体的な取組	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
専門家による相談	実施				
「特別支援教室」の整備	モデル校 で試行 (小学校)	小学校で 実施			

【取組指標】

取組の指標	取組指標と目標の考え方	現状 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
就学支援シートの提出数	小学校就学前の段階で保護者が子どもの特徴を理解するとともに、それを就学先に伝えることが重要であるため。現状 (8.5%) から 5 年間で 5 % 上昇を目指す。	121 件	200 件
情緒障害等により指導を受けている小学生	全小学校に「特別支援教室」を整備し、増加するニーズに対応していく。目標は、26 年 9 月時点の見込み児童数調査を参考にした。	142 人 (平成 26 年 5 月 1 日現在)	550 人
巡回相談により支援した児童・生徒数	26 年 7 月から巡回相談員を配置し、定期的な学校訪問等を行っている。27 年度以降は通年で実施するため、26 年度の実績見込みの伸びから目標値を設定した。	4 人	600 人
就学相談を受けて通常の学級に就学した小学 1 年生のうち、継続的な教育支援を行った割合	就学後も必要に応じ、途切れない支援が継続することを目指す。	26.3%	50.0%

【基本施策5】学校運営の充実

「施策の目的」

児童・生徒の実態や保護者の教育観が多様化し、学校が対応・解決を図らなければならない課題が増えるとともに、学校だけでは解決が困難な課題も発生しています。児童・生徒の健やかな成長を図るために、学校運営の充実に向けた支援を行うとともに、児童・生徒及び保護者の相談や支援を行います。

【現状と課題】

学校は、児童・生徒の実態や保護者の教育観の多様化とともに、さまざまな教育課題への対応を求められています。児童・生徒が安定した学校生活を送り、学力・体力の向上及び豊かな心を培うためには、学校運営の充実及び児童・生徒への支援が不可欠となっています。また、保護者との相談や連携、支援を行うことも求められています。

- 1 児童・生徒の学校生活の充実に向けた支援については、児童・生徒が直面している問題や悩みへの相談、学校生活への適応を支援する心理の専門家や地域人材の活用や環境整備を行う必要があります。
- 2 保護者支援については、子どもの養育や教育上の問題や悩みに対応する相談体制づくりに努めるとともに、関係機関等と連携した対応を引き続き行っていきます。
- 3 学校運営の充実に向けた支援については、学校図書館や中学校部活動の運営、宿泊行事の安全管理を支援するために、専門的な知識や技能を有する人材を派遣していきます。
- 4 社会科副読本・資料集の配布については、立川市の歴史や文化など、郷土を学ぶ資料として小学校3・4年生及び中学校1年生全員に配布していきます。
- 5 経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、必要な援助の実施や宿泊を伴う学校行事の父母負担軽減措置が引き続き求められています。



小学校社会科副読本と中学校社会科資料集

■支援員の配置状況（平成26年度実績）

支援員名	配置・派遣状況	備考
スクールカウンセラー （東京都費）	小・中学校全校 週1日（35週）	臨床心理士等を配置し、児童・生徒の教育相談や教員・保護者への指導・助言等を行う

ハートフルフレンド	小・中学校全校 年 35 日	心理学または教育を専攻する大学生 や大学院生を配置し、児童・生徒の 相談や支援を行う
家庭と子供の支援員	小・中学校全校 週 3 日（30 週）	地域の方を支援員として配置し、い じめや不登校等への対応として保護 者、児童・生徒の相談・支援を行う
特別支援教育支援員	小・中学校全校 月 13 日	地域の方や大学生を支援員として配 置し、通常学級の支援や配慮を要す る児童・生徒への支援を行う
学校生活協力員	小学校全校 40 日（年度当初）	地域の方等を協力員として配置し、 小学校 1 年生の入学時の学校生活へ の適応支援を行う
学校・学級特別指導員	派遣要請校（小・中） 40 日（派遣決定後）	地域の方等を特別指導員として配置 し、児童・生徒への適応支援や個別 相談等を行う
スクールソーシャルワーカー	派遣要請校（小・中） 年 220 時間	教育及び社会福祉分野の専門的な知 識を有する者を派遣し、いじめや不 登校等への対応として児童・生徒及 び保護者への相談・支援を行う
学校図書館支援指導員	小学校全校 週 2 日	司書資格を有する支援員を配置し、 読書活動の支援や図書館の環境整備 等を行う
宿泊行事看護師	小・中学校全校 3 日（行事毎）	宿泊行事の際に現地または学校に看 護師を派遣し、児童・生徒の安全・ 健康管理を行う
中学校部活動外部指導員	中学校全校 52 部 75 名	中学校部活動において技術指導を行 う人材を派遣し、部活動運営の補 助・支援を行う

＊スクールソーシャルワーカーは、全校で年 220 時間を表す。中学校部活動外部指導員は、中学校全校での配置数を表す。他は、1 校当たりを表す。

■学習資料の配付状況

資料名	配付数	備考
小学校社会科副読本	2,889 人	全 3・4 年生
中学校社会科資料集	1,257 人	1 年生

【施策の展開】

- 1 児童・生徒の学校生活の安定化、適応指導の充実に向けて専門的な知識を有する人材を配置することを通して、学校における教育相談の充実に努めるとともに、地域人材を活用した児童・生徒への支援の充実を引き続き行います。
- 2 保護者の不安や心配事、子どもが抱える悩みに対する相談体制づくりを行うとともに、学校や関係機関等との連携によるきめ細かい対応を行います。
- 3 学校図書館及び中学校部活動の充実や宿泊行事の安全管理を図るために、専門的な知識や技能を有する人材を派遣するとともに、学校事務の効率化に向けた学校運営体制について検討を進めます。
- 4 郷土学習を重視した立川市民科において活用できる資料とするために、副読本及び資料集の改訂を行います。
- 5 経済的な支援が必要な家庭に対して引き続き支援を実施します。

【今後の取組】

No	5-1-①	児童・生徒の学校生活の充実に向けた支援 【重点取組】
児童・生徒の悩みや課題へのきめ細かい対応や特別な配慮を要する児童・生徒への支援を行うために、スクールカウンセラーやハートフルフレンド等を活用します。また、学校生活協力員や学校・学級特別指導員等の各種人的支援事業を再編成することにより、児童・生徒の課題に即した支援の充実に向けた検討を行います。		
担当課	指導課、教育支援課	

No	5-1-②	スクールソーシャルワーカーの活用
いじめや不登校等の悩みや課題のある児童・生徒及び保護者への支援を行うために、スクールソーシャルワーカーのさらなる活用や、学校と家庭が連携した取組のほか、子ども家庭支援センターや民生委員・児童委員などによる地域での支援を通して、児童・生徒が抱える悩みや課題の解消及び児童・生徒の学校生活の充実を図ります。		
担当課	指導課、子ども家庭支援センター	

No	5-1-③	適応指導教室の充実
不登校児童・生徒の学習指導や教育相談、適応に向けた支援を行うために、適応指導教室（小学生：おおぞら、中学生：たまがわ）の充実を図るとともに、在籍校と連携した不登校の改善及び解消に向け取り組みます。		
担当課	指導課、教育支援課	

No	5-2	教育相談の実施
子どもの養育上・教育上の問題について、保護者の不安や心配ごと、子ども自身の悩みにについて相談に応じるとともに、学校や関係機関等と連携を図りながら、家庭教育の支援と主訴の改善を図ります。 また、小・中学生や保護者のライフスタイルやコミュニケーションツールが変化していることを踏まえ、相談体制のあり方について検討します。		
担当課		教育支援課

No	5-3-①	学校運営の充実に向けた支援
学校図書館及び中学校部活動の充実や宿泊行事における児童・生徒の安全・健康管理の充実を図るために、専門的な知識や技能を有する人材を学校に派遣することにより、学校運営への支援を行います。		
担当課		指導課

No	5-3-②	学校事務の共同実施の推進
学校事務における業務処理の共有により、組織的かつ効率的な学校運営体制の充実を図るために、学校事務の共同実施に向けた検討及び試行を行います。		
担当課		指導課、教育総務課

No	5-4	小学校社会科副読本・中学校社会科資料集の配付
小学校社会科副読本や中学校社会科資料集は立川市の歴史や文化など、郷土を学ぶ学習に不可欠な教材となっています。立川市民科の指導資料としてのさらなる活用を図るため、内容の充実を図っていきます。		
担当課		指導課

No	5-5	就学援助費及び就学奨励費等の適切な運用
経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、給食費、校内・郊外活動費等を助成し、就学援助を行うことにより、義務教育を保証するために必要な援助を実施します。また、特別支援学級に在籍又は通級指導学級に通級している児童及び生徒の保護者等に対し、特別支援教育就学奨励費として、通学費、宿泊学習参加費等の援助を行います。 日光移動教室や修学旅行など、宿泊を伴う学校行事の実施で保護者の経済的負担が大きくなることへの対応として、父母負担軽減措置の実施も継続していきます。		
担当課		学務課、教育支援課

【年次計画】

具体的な取組	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
小学校社会科副読本・中学校社会科資料集の配付	改訂		新版配布		
児童・生徒の学校生活の充実に向けた人的支援の見直し	見直し		改定		

【取組指標】

取組の指標	取組指標と目標の考え方	現状 (平成25年度)	目標 (平成31年度)
学校評価（児童・生徒）アンケートで「学校が楽しい」という設問に肯定的な回答した割合	学校運営が充実することにより、児童・生徒の学校生活の充実につながるため、学校が楽しいと感じる児童・生徒が増加することで、施策の成果向上につながる。目標値は、5年間で90%まで増やすことを目指して設定した。	小学校 88.2% 中学校 87.2%	小学校 90.0% 中学校 90.0%
学校評価（保護者）アンケートで「子どもの安全・安心が十分に確保された活動、環境である」という設問に肯定的な回答した割合	学校運営の充実により、児童・生徒の学校生活の充実につながるため、子どもの安全・安心が確保されていると感じる保護者が増加することで、施策の成果向上につながる。目標値は、5年後に90%を超えることを目指して設定した。	小学校 89.4% 中学校 85.2% (26年度)	小学校 95.0% 中学校 90.0%

【基本施策6】教育環境の整備

「施策の目的」

児童・生徒が安全で快適な学校生活を送ることができるように、教育環境の整備を進めます。また、ICT機材を使用したわかりやすい授業の実現や、情報セキュリティに関する知識の習得、教員の負担を減らして児童・生徒に向き合う時間を確保するための校務支援システムの導入を目指します。

【現状と課題】

- 1 全ての小・中学校の校舎及び体育館の耐震補強工事は平成 21（2009）年度までに完了し、第一小学校については柴崎学習館、柴崎図書館、柴崎学童保育所を複合化し、平成 26（2014）年度に施設の建替えが完了しました。しかし、学校施設は建築後 40 年以上経過した建物が多く、老朽化が進んでいます。劣化度や築年数から優先度を設定し、計画的に施設の長寿命化、施設の安全性の向上とともにバリアフリー化、省エネルギー化、施設環境の向上を図る必要があります。平成 24（2012）年度に「立川市公共施設保全計画」を策定しました。今後はこの計画に基づき、児童・生徒にとってより良い教育環境を整備していく必要があります。
- 2 空調機については、平成 23（2011）年度に小・中学校の全ての普通教室に設置しました。また、老朽化した管理諸室等の空調機を更新するとともに、平成 26（2014）年度には中学校の少人数教室へ空調機を設置しました。
- 3 校庭の芝生化は環境教育の観点のほか、ヒートアイランド対策、怪我の防止等さまざまな効果があり、平成 20（2008）年度に行った新生小学校の芝生化を皮切りに、現在 7 校の小学校の校庭の一部を芝生化しました。
- 4 東日本大震災を契機に一層防災意識が高まる中、学校施設は災害時の避難所となるため、安全な施設であることはもちろん、防災機能の強化が求められています。
- 5 小・中学校の備品類については、毎年購入と修理を併せて整備を進めていますが、授業や学校管理で必要な高額備品などの老朽化が目立っており、計画的な整備が求められています。
- 6 立川市の学校 ICT 教育環境は、これまでパソコン教室を除くとインターネットに接続した授業を行うことができない状況でした。一方で、普通教室への大型テレビ配置が全校で実施されており、大型テレビを活用した授業が各校で行われています。しかし、国が策定する学校教育に関する計画の中では、校内無線 LAN の整備率 100%や平成 32



第一小学校等複合施設

(2020) 年までに全国の小中学校でタブレット P C の 1 人 1 台化などが明示されており、
 今後は早急に学校 I C T 教育環境を整備していかなければならない状況となっています。

- 7 小学校の学校適正規模に関して、平成 25
 (2013) 年 3 月に、「立川市における小学校の
 学校適正規模の基本的な考え方」を策定しま
 した。



大型テレビを活用した授業

■総合劣化度による保全優先度

総合劣化度			
(高) (低) 			
I (65 点以上)	II (55 点以上 65 点未満)	III (45 点以上 55 点未満)	IV (45 点未満)
優先度 1	優先度 2	優先度 3	優先度 4
第九小学校 (74. 73) 第六小学校 (73. 73) 第八小学校 (71. 91) 第五小学校 (71. 65) けやき台小学校 (71. 23) 第七小学校 (70. 80) 第二中学校 (70. 43) 第一中学校 (68. 84) 第二小学校 (68. 80) 第四小学校 (68. 52) 南砂小学校 (68. 27) 第三中学校 (68. 13) 第十小学校 (68. 11) 松中小学校 (65. 30)	若葉小学校 (63. 25) 大山小学校 (62. 55) 第三小学校 (62. 16) 柏小学校 (61. 65) 幸小学校 (61. 31) 第五中学校 (61. 20) 第八中学校 (59. 85) 第六中学校 (58. 70) 第九中学校 (58. 38) 西砂小学校 (58. 20) 新生小学校 (57. 50)	上砂川小学校 (54. 38) 第四中学校 (53. 50) 第七中学校 (51. 58)	第一小学校 (一)

※ () は総合劣化度 (数値が 100 に近いほど劣化の進んでいる施設)

※ 「立川市公共施設保全計画」

■学校におけるＩＣＴ教育環境の整備状況（平成26年3月現在）

	教育用コンピュータ1台当たりの児童・生徒数	普通教室の校内LAN整備率	超高速インターネット接続率 (30Mbps以上)	教員の校務用コンピュータ整備率
	人／台	%	%	%
全国	6.5	85.6	79.1	111.1
東京都	7.6	73.4	84.4	114.1
立川市	13.9	0.0	100.0	118.1

※文部科学省：平成25（2013）年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果を基に作成

【施策の展開】

- 1 「立川市公共施設保全計画」に基づき、計画的に改修を行い、児童・生徒にとってより良い教育環境の整備を目指します。
- 2 特別教室等への空調機設置を検討し、優先順位をつけて設置していきます。
- 3 学校施設の大規模改修の際に校庭の芝生化を図ります。
- 4 学校施設の防災機能を強化し、災害時の避難所機能の整備を進めます。
- 5 老朽化した備品の整備を進めるために、授業や学校管理に使用する備品の中で優先度を定め、購入計画を作成していきます。
- 6 学校ＩＣＴ教育環境の整備を促進するために、施設や設備の構築とあわせて、教員等への支援体制を確立していきます。
- 7 児童数の推移を勘案して小学校の適正配置を検討します。

【今後の取組】

No	6－1	計画的な学校施設の改修 【重点取組】
	学校施設の長寿命化を図るとともに、より良い教育環境を整備するため、「立川市公共施設保全計画」に基づく学校施設の大規模改修等を進めていきます。 また、予防保全の観点から施設、設備の日常点検を実施し、危険箇所や不具合がある場合は緊急修繕を行うとともに、教育上支障が生じることがないように施設、設備の修繕を実施します。 トイレについても大規模改修において乾式化、洋式化に改修するとともに、臭い等の課題については、民間の研究事例等を参考として試行的な取組を実施、検証し改善を図ります。	
担当課	教育総務課、施設課	

No	6-2	特別教室等への空調機設置
大規模改修を行う際は、空調機が未設置の特別教室等へ空調機を設置します。 また、管理諸室等の老朽化した空調機についても順次更新するとともに、学校からの要望を踏まえ、優先度を勘案し、特別教室等への空調機の設置を検討します。		
担当課	教育総務課	

No	6-3	学校における校庭の芝生化
現在、小学校7校で校庭の一部を芝生化していますが、学校施設の大規模改修の際は、仮設校舎を撤去した後に校庭整地とともに校庭の芝生化を図ります。 また、PTA、地域団体の協力を得ながら芝生の育成と管理を行っていきます。		
担当課	教育総務課	

No	6-4	災害時の避難所機能の整備
学校施設は災害時には地域住民の一次避難所となるため、大規模改修の際は非構造部材の耐震化と非常用発電設備を設置します。また、体育館の非構造部材（照明器具、バスケットゴール）については、平成27（2015）年度までに全ての小中学校で耐震化を実施します。 また、平成26（2014）年度に小学校2校、中学校9校にマンホールトイレを設置しましたが、平成27（2015）年度と28（2016）年度に残る小学校18校と旧多摩川小学校へマンホールトイレを設置し、災害時の避難所機能の充実に向け整備を進めます。		
担当課	教育総務課、防災課、下水道工務課	

No	6-5	学校備品の整備
小・中学校の高額備品に老朽化が目立っているため、学校に対して整備の優先度を調査し、備品購入計画を作成します。これに基づいて備品の購入を図ると共に、学習指導要領の改定などにより備品の種類や数量が変更となった場合についても、購入計画を修正して対応していきます。		
担当課	学務課、指導課	

No	6-6-①	ICT教育環境の整備 【重点取組】
小・中学校のICT教育環境を整備するために、校内無線LANの敷設、タブレットPCの整備、センターサーバを利用してデータの一元化及びセキュリティ体制の構築を行います。また、環境整備の結果を授業での活用や事務の効率化へとつなげるため、教員への支援体制を整えるとともに、校務支援システムを導入していきます。		
担当課	学務課、指導課	

No	6-6-②	ICT教育環境の活用 【重点取組】
学校ICT教育環境の整備により、従来型の授業に加えて、双方向型の授業として教員と児童・生徒、及び児童・生徒間での情報共有を基にした授業を推進していきます。 そのために、教員への情報提供や研修・研究活動の支援を行い、小・中学校全体の授業力を高めることを目指します。 また、校務支援システムを活用することで事務の効率化を推進し、教員が児童・生徒に向き合うことができる時間の確保につなげていきます。		
担当課		学務課、指導課

No	6-7	小学校の適正配置の推進
大規模開発事業の実施などにより、地域によって児童数の推移が異なる中で、小規模校と大規模校に分かれてきている現況について課題等を調査するとともに、その結果を踏まえて、「立川市における小学校の学校適正規模の基本的な考え方」に基づき、また市内全体の人口推移を勘案して、地域の意向も踏まえて学校の適正配置を検討します。		
担当課		学務課

【年次計画】

具体的な取組	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
大規模改修対象施設	実施 第六小学校	第八小学校	第五小学校 南砂小学校	第七小学校	第二小学校 松中小学校
中規模修繕対象施設		実施	第一中学校 第二中学校	第四小学校	第十小学校 第三中学校
校庭の芝生化	実施 第九小学校	第六小学校	第八小学校	第五小学校 南砂小学校	第七小学校
マンホールトイレの設置	小学校 10 校 旧多摩川小	実施 小学校 8 校			
校内 LAN 整備	実施 第六小学校 中学校 9 校	小学校 17 校			
タブレット型端末等整備	実施 第一小学校 第九小学校 中学校 9 校	小学校 18 校			
学校間ネットワーク整備 校務支援システム導入		実施 小学校全校 中学校全校			

※「立川市公共施設保全計画」は5年毎に見直すため、平成30（2018）年度までに平成31（2019）年度以降の改修対象施設を決定する。そのため、平成31（2019）年度の対象施設は変更となる可能性がある。

※小学校2校と中学校9校のマンホールトイレは平成26（2014）年度に設置済。

【取組指標】

取組の指標	取組指標と目標の考え方	現状 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
学校施設の大規模改修	「立川市公共施設保全計画」に基づき、各年度に計画されている大規模改修を行い、より良い教育環境を整備する。	未実施	年次計画どおり第二小学校までの8校実施※1
マンホールトイレの設置	災害時に一次避難所となる小・中学校の防災機能を高めるため、平成 28 年度までに全校でマンホールトイレを設置する。	未実施	平成 28 年度までに全校設置
校内LAN整備	政府「教育振興基本計画」に基づき、校内無線LAN整備率 100%を目標に整備する。	未整備	平成 28 年度までに全校整備
タブレット型端末等整備	政府「教育振興基本計画」に基づき、教育用コンピュータ1台当たりの児童・生徒数 3.6 人に近づけることを目標に整備する。	13.9 人	4.6 人※2

※1 第九小学校は平成 26（2014）年度に大規模改修を実施。

※2 タブレット型端末等整備については、各学校に①コンピュータ教室 40 台，②各普通教室 1 台，特別教室 6 台，③設置場所を限定しない可動式コンピュータ 40 台を整備することを目標として算出。

基本方針 3 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

～学校、家庭、地域が一体となって子どもの教育に取り組む～

基本施策 7 ネットワーク型の学校経営システムの構築

- ・ 7－1 開かれた学校づくりの推進
- ・ 7－2 大学・研究機関との連携
- ・ 7－3－① 地域の教育力の活用 **【重点取組】**
- ・ 7－3－② 職場体験学習の充実
- ・ 7－4 科学教育センターの運営
- ・ 7－5 教育力向上推進モデル校の指定(再掲)
- ・ 7－6－① 家庭学習の習慣化 **【重点取組】**
- ・ 7－6－② 基本的な生活習慣の定着(再掲)
- ・ 7－6－③ 学校と家庭の連携

基本施策 8 小中連携の推進

- ・ 8－1 小中連携教育の推進 **【重点取組】**
- ・ 8－2－① 立川市民科の推進 **【重点取組】**
- ・ 8－2－② キャリア教育の推進
- ・ 8－3 幼保小連携教育の推進
- ・ 8－4 特色ある教育活動の支援(再掲)

基本施策 9 児童・生徒の安全・安心の確保

- ・ 9－1 防災教育の推進
- ・ 9－2－① 登下校時の児童の安全対策 **【重点取組】**
- ・ 9－2－② 防犯カメラを活用した登下校の見守り
- ・ 9－2－③ 交通安全教育の推進
- ・ 9－2－④ 安全教育の推進(再掲)
- ・ 9－2－⑤ 地域における防犯・安全対策における見守り活動の推進
- ・ 9－2－⑥ 放課後子ども教室の実施
- ・ 9－3 薬物乱用防止教育の推進

【基本施策7】ネットワーク型の学校経営システムの構築

「施策の目的」

地域の教育力を活用した教育活動を展開し、学校教育の充実及び学力向上などの教育課題の解決に取り組むため、ネットワーク型の学校経営システムを構築するとともに、学校と家庭の連携を一層促進し、家庭教育の充実を図ることを通して、教育活動の成果を高めます。

※地域の教育力とは、地域の人材や施設、市内及び近隣の研究機関や民間企業の教育資源を指します。

【現状と課題】

- 1 学校ホームページや学校だより等を活用した情報発信に努めるとともに、学校公開や学校行事の公開を通して、開かれた学校づくりを推進し、各学校の教育活動に対する保護者・地域の理解の伸長を図りました。今後も、開かれた学校づくりを一層推進して行く必要があります。
- 2 校内研究の講師として大学教授等を招へいするとともに、児童・生徒の学習指導や学校生活の支援として大学生等を活用することにより大学との連携を図る必要があります。
- 3 保護者や地域の方の協力を得て、児童・生徒の学習指導や学校生活を支援しました。また、地域の施設や事業所の協力を得て、中学生の職場体験や社会科見学等を実施するとともに、専門的な知識を有する方や地域の高齢者をゲストティーチャーとして招き、学習や体験的な活動の講師として指導をいただきました。今後も、地域と連携した教育活動をさらに推進する必要があります。
- 4 小学生を対象に科学教育センター事業として、理科教育の専門家や教員・学生を講師として招き、実験や観察などを通して、受講児童の科学に対する興味・関心を高めるとともに、理科教育の推進に努めました。今後も受講者のニーズに即した講座を開設していきます。
- 5 平成 26（2014）年度より保護者・地域との連携をテーマとしたモデル校を指定し、研究を進めています。保護者・地域との連携を円滑に進めるための学校運営や人材活用の



立川教育フォーラム

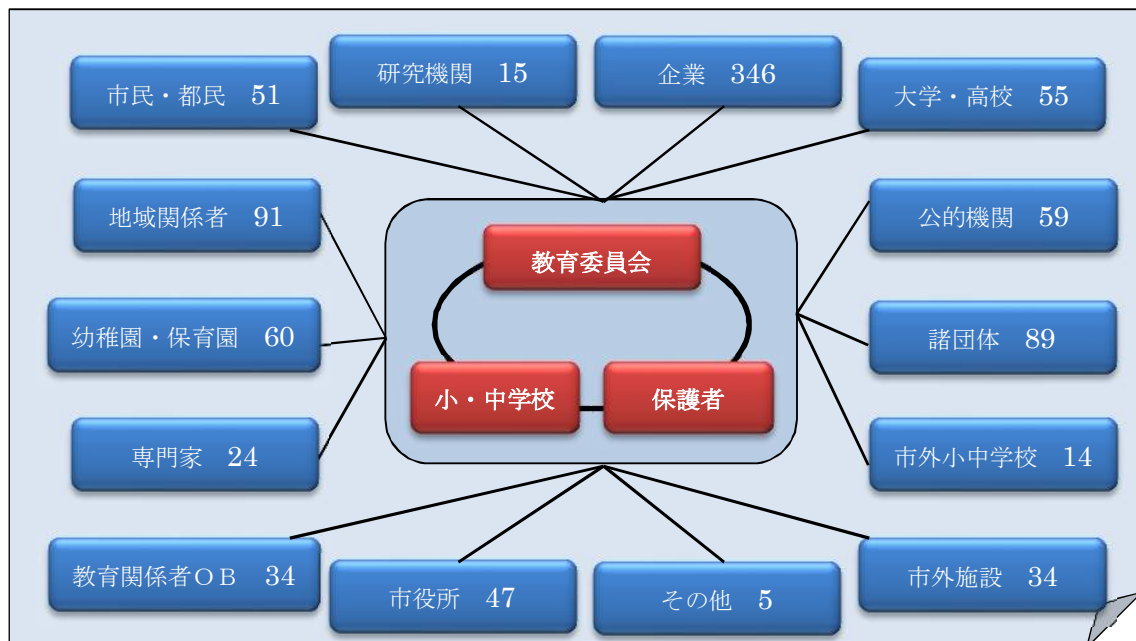


生徒の職場体験活動

あり方について検討する必要があります。

- 6 児童・生徒の学校生活の充実に向けては、学校と家庭・地域の連携が不可欠であり、基本的な生活習慣や学習習慣の確立に向けて、教育広報紙やリーフレットを配布し、啓発を図ってきました。また、児童・生徒が抱える問題や悩みの解消を図る上で、家庭・地域との連携や支援が重要であり、スクールソーシャルワーカー等を活用した家庭支援を行いました。今後も、児童・生徒及び家庭の課題に即した支援を行うことが求められています。

■平成 23～25 年度における学校教育に係るネットワークの現状



数字は、教育活動における連携実績のある事業所・団体・組織・個人の数を表している

■連携内容の現状

項目	件数	主な内容
学校運営	57	学校行事、花壇整備、見守り など
児童・生徒支援	59	学習支援、学校生活支援 など
教育活動補助	78	プール、図書館、部活動、読み聞かせ など
授業講師	184	人権・福祉・環境教育等の授業、進路 など
利用施設	419	校外学習、職場体験 など
情報連携	109	幼稚園・保育園・小中学校の連携 など
教員研修	60	校内研修、研究発表会 など

■読書の実施状況（平成26年度児童・生徒の学力向上を図るための調査結果より）

		設問）読書を、毎日およそどのくらいするか。				
		2時間以上	1～2時間	0.5～1時間	0.5時間未満	読書しない
立川市	小学校	5.0%	10.1%	25.4%	44.5%	13.9%
	中学校	5.0%	6.3%	16.2%	48.7%	22.8%
東京都	小学校	7.7%	11.9%	29.3%	41.5%	8.5%
	中学校	4.7%	8.0%	18.2%	44.1%	24.4%

■学校以外での学習状況（平成26年度児童・生徒の学力向上を図るための調査結果より）

		設問）学校以外で、毎日およそどのくらい学習をするか。				
		2時間以上	1～2時間	0.5～1時間	0.5時間未満	しない
立川市	小学校	4.2%	13.2%	34.7%	32.9%	13.5%
	中学校	2.8%	12.8%	27.8%	31.9%	23.6%
東京都	小学校	8.9%	18.8%	37.3%	26.8%	7.1%
	中学校	3.5%	16.3%	30.7%	29.2%	19.3%

■朝食の状況（平成26年度児童・生徒の学力向上を図るための調査結果より）

		設問）学校に行く前に朝食を食べるか。			
		必ず食べる	たいてい食べる	食べないことが多い	ほとんど食べない
立川市	小学校	83.9%	11.6%	2.6%	0.8%
	中学校	81.4%	11.8%	3.5%	2.7%
東京都	小学校	87.6%	9.2%	1.7%	0.6%
	中学校	81.2%	12.3%	3.6%	2.3%

■きまりの順守（平成26年度児童・生徒の学力向上を図るための調査結果より）

		設問）学校のきまり（規則）を守っているか。			
		守っている	どちらかと言えば 守っている	どちらかと言えば 守っていない	守っていない
立川市	小学校	34.9%	53.0%	9.7%	0.8%
	中学校	48.1%	42.8%	6.8%	1.7%
東京都	小学校	36.7%	52.3%	9.1%	1.1%
	中学校	43.8%	44.0%	9.2%	2.2%

■社会貢献の意識（平成26年度児童・生徒の学力向上を図るための調査結果より）

		設問）将来、社会や人のために役立つ仕事がしたいと思うか。			
		そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	思わない
立川市	小学校	43.0%	34.0%	15.8%	5.9%
	中学校	39.4%	42.1%	11.8%	5.8%
東京都	小学校	41.1%	37.3%	15.1%	5.6%
	中学校	39.6%	43.2%	11.5%	5.0%

■将来の希望（平成26年度児童・生徒の学力向上を図るための調査結果より）

		設問）自分の将来に希望をもっているか。			
		もっている	どちらかといえば もっている	どちらかといえば もっていない	もっていない
立川市	小学校	62.4%	26.1%	7.0%	3.4%
	中学校	37.0%	35.9%	17.1%	9.2%
東京都	小学校	63.3%	26.8%	6.6%	2.4%
	中学校	35.7%	37.7%	17.0%	8.9%

【施策の展開】

- 1 学校ホームページの内容の充実や学校公開の一層の推進とともに、学校評価の活用により開かれた学校づくりを推進します。
- 2 校内研究や児童・生徒支援に加え、日常の教育活動における大学・研究機関との連携を一層推進します。
- 3 地域や立川市にある教育力を授業や児童・生徒支援、その他の活動に積極的に導入するために、人材の確保や育成、地域ボランティアのコーディネーターの養成を行います。
- 4 科学に興味・関心のある小学生の育成を図るために、科学教育センター事業を引き続き推進します。
- 5 保護者・地域との連携の充実を図るために、モデル校の研究成果を全校で共有し、各学校の特色や実態に即した連携体制の充実を図ります。
- 6 学校と家庭の連携の重要性を鑑み、より密接な連携・支援体制づくりを進める啓発活動及び人的措置の充実を図ります。

【今後の取組】

No	7-1	開かれた学校づくりの推進
学校と保護者・地域等が連携した教育活動を推進するために、授業や学校行事の積極的な公開に努めます。平成26（2014）年度にリニューアルした学校ホームページを活用したきめ細かい情報発信に努めるなど開かれた学校づくりを推進するとともに、保護者・地域等の学校理解の伸長及び連携体制の充実を図ります。		
担当課		指導課、学務課

No	7-2	大学・研究機関との連携
小・中学校における学習支援や児童・生徒の学校生活支援などに大学生等を活用するとともに、大学や研究機関の教育力を活用した教員研修・研究活動の充実を図るために、立川市内及び近隣の大学や研究機関との連携を積極的に進めます。		
担当課		指導課

No	7-3-①	地域の教育力の活用 【重点取組】
児童・生徒の学習支援や学校生活支援、教育活動や学校運営支援の充実に向けて、保護者や地域住民との連携・協力体制をさらに推進するとともに、民間企業や関係機関・諸団体をはじめとする地域の教育力を積極的に教育活動に活用する学校づくりを進めます。 また、地域人材を学校支援ボランティアとして積極的に登用するために、人材の確保及び育成に努め、学校支援ボランティアのコーディネーターの養成については今後進めていきます。		
担当課		指導課、生涯学習推進センター

No	7-3-②	職場体験学習の充実
中学生の職場体験の拡充に向け、公的施設や事業所、諸団体と連携・協力体制づくりを進めるために、市商工会議所や青年会議所等との協議会を設置し、職場体験学習の実施方法や受け入れ事業所の拡大に向けた取組を進めます。		
担当課		指導課、産業観光課

No	7-4	科学教育センターの運営
児童の理科への興味・関心を高めるために、引き続き科学教育センターの事業を展開します。実施に当たっては、理科教育の専門家や教員・学生を活用し、受講者のニーズや理科教育の課題に即して内容の充実を図っていきます。		
担当課		指導課

No	7-5	教育力向上推進モデル校の指定(再掲)
保護者・地域と連携した教育活動の推進に資するモデル校を指定し、保護者や地域人材を活用した学校運営や人材活用のあり方について研究を進め、市内全校に成果を発信することを通して、ネットワーク型学校経営の推進を図ります。		
担当課	指導課	

No	7-6-①	家庭学習の習慣化 【重点取組】
「家庭学習推進リーフレット」を各家庭に配布し、家庭学習の習慣化に向けた啓発を行います。また、学力向上推進委員会において、家庭学習の習慣化を図る具体策を作成し、学校、家庭、地域に周知するとともに、全校において着実に実施していきます。		
担当課	指導課	

No	7-6-②	基本的な生活習慣の定着(再掲)
早寝、早起き、朝ご飯、家の手伝い、学校の規則やきまりを守る等の基本的な生活習慣の定着を図るために、中学校区を単位とした小中連携による取組を積極的に推進するとともに、生活指導主任会等において教員対象の研修を実施します。 また、家庭との連携・協力を得る工夫を図り、生きる力の基盤となる食や睡眠等の生活習慣の定着を図ります。		
担当課	指導課	

No	7-6-③	学校と家庭の連携
学校と家庭の連携推進事業（東京都）やスクールソーシャルワーカー等を活用した家庭支援の充実を図ることを通して、学校と家庭の連携を推進します。 また、市内小・中学校における道徳授業地区公開講座やセーフティ教室、研究発表会を通して、学校、保護者・地域による意見交換会を実施し、相互理解及び連携体制の充実に努めます。 さらに、立川教育フォーラムにおける各学校の教育及び研究実践の紹介、市ホームページや教育広報紙「たち」による情報発信を通して、学校教育への理解と協力に向けた啓発を図ります。		
担当課	指導課	

【年次計画】

具体的な取組	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
職場体験学習の充実	3日から5日へ移行			実施	

【取組指標】

取組の指標	取組指標と目標の考え方	現状 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
学校評価（保護者アンケート）で、学校と保護者・地域の連携について肯定的な回答をした割合	学校が教育活動を実施するにあたって保護者や地域等との連携が推進されることにより、保護者の理解・意識が高まり、施策の成果向上につながる。目標値は、5年間で90%まで増やすことを目指して設定した。	小学校 85.5% 中学校 82.2% (26 年度)	小学校 90.0% 中学校 90.0%
教育活動の実施にあたり連携・協力を得た事業所・機関・団体・個人の件数	学校が教育活動を実施するにあたって事業所や関係機関等との連携先が増加することで、施策の成果向上につながる。目標値は、5年間で2割程度増やすことを目指して設定した。	924 件	1100 件
東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査（質問紙調査）における学校以外での学習（塾等は除く）の時間の設問で30分以上学習する児童・生徒の割合	児童・生徒の学力向上を図る上で、学習機会の拡充が重要であり、学校における補習学習の充実を通して、家庭学習の習慣化を図ることにより、施策の成果向上につながる。目標値は、現状を考慮して今後5年間で70%の児童・生徒に家庭学習の習慣を定着させることを目指して設定した。	小学校 52.1% 中学校 43.4%	小学校 70.0% 中学校 70.0%

東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査（質問紙調査）における社会貢献の設問で肯定的な回答をした児童・生徒の割合	児童・生徒がまちに主体的に関わり、貢献しようとする意識を高めることを立川市民科の取組を通して目指すため、児童・生徒の社会貢献の意識が高まることで、施策の成果向上につながる。5年間で95%まで増やすことを目指して設定した。	小学校 90.6% 中学校 86.6%	小学校 95.0% 中学校 90.0%
---	--	------------------------	------------------------

【基本施策8】小中連携の推進

「施策の目的」

義務教育9年間を見通した教育活動の実施を通して、教育目標に掲げる「確かな力、やさしい心、個を輝かせ、社会のために」を備えた児童・生徒を育成するために、中学校区を単位とした小中連携教育を推進します。また、中学校区ごとのさらなる連携を図るため、小中連携に加え、幼保小連携も併せて推進し、児童・生徒の学校生活の充実に努めます。

【現状と課題】

- 1 各中学校において、教員による授業研究や授業参観、児童・生徒によるあいさつ運動や地域清掃、小学校6年生による中学校の授業体験などを中心とした連携活動を行い、中1ギャップの解消等に努めてきました。今後は、授業における連携の充実に努める必要があります。
- 2 急速に変化し続けるまちの歴史や文化を継承し、これからのまちづくりの担い手としての子どもの育成を図る教育活動の実施が求められています。そのためには、子どもたちが、自己の将来に見通しをもち、自ら学ぶ意欲や態度を高める教育の推進が必要となっています。
- 3 幼稚園及び保育所と小学校との連携では、園児と児童の交流活動や円滑な就学に向けた連携が行われていますが、地域によりその内容に差があり、小1問題等の解消に向けて平準化を図る必要があります。
- 4 各学校の特色ある教育活動の計画に即した予算を交付することにより各学校を支援してきました。今後も、特色ある教育活動の推進に向けた支援を通して、各学校の教育活動の充実に努める必要があります。



幼・保・小の連携交流

【施策の展開】

- 1 中学校区を単位としたビジョンの共有化による学校経営及び小中の教育課程の関連付けを行い、校区内の小中連携教育及び小小連携教育を推進します。
- 2 郷土学習及びキャリア教育を関連付けたカリキュラムとして「立川市民科」を実施し、地域との連携により次代のまちを担う子どもの育成を図ります。
- 3 小学校への円滑な就学を図るために、幼稚園・保育所との交流活動及び連携体制の充実に努め、小1問題の解消に努めます。
- 4 各中学校区における小中連携教育活動の推進に向けた活動支援はもとより、研修や地域コーディネーターの育成などにも取り組みます。

【今後の取組】

No	8-1	小中連携教育の推進 【重点取組】
中学校区を単位としたビジョンの共有化による学校経営及び義務教育9年間を通した教育課程の円滑な接続を図り、児童・生徒による共同学習や交流とともに、教職員が相互に協力・連携した教育活動の推進体制づくりを行います。また、小中連携教育を推進する中で、中学校区内の小中連携についても充実させ、中学校区が一体となって教育活動を推進する体制づくりを進めます。		
担当課		指導課

No	8-2-①	立川市民科の推進 【重点取組】
「立川に愛着をもち、主体的にまちに関わり、まちに貢献しようとする子ども」の育成を目指して、郷土学習とキャリア教育を関連付けたカリキュラム「立川市民科」を総合的な学習の時間等において位置づけ、中学校区において9年間を見通した学習活動として指導を行い、次代のまちを担う人材の育成に取り組みます。		
担当課		指導課、産業観光課

No	8-2-②	キャリア教育の推進
経済団体等と連携して職場体験学習の充実を図り、中学生の望ましい職業観・勤労観を育成するとともに、自己の生き方やキャリア形成を考えさせ、主体的にまちや社会と関わり、自己実現を図ろうとする意欲や態度を培うキャリア教育を推進します。		
担当課		指導課、産業観光課

No	8-3	幼保小連携教育の推進
小学校への就学に際して、幼稚園及び保育所と小学校との円滑な接続を図る体制づくりを進めます。また、幼稚園及び保育所と小学校の日常的な相互交流活動を意図的・計画的に行い、園児に小学校生活を体験させることを通して学校生活への意識付けを行うことで、小1問題等の解消に努めます。		
担当課		指導課、教育支援課

No	8-4	特色ある教育活動の支援(再掲)
各中学校区の実態に即し、「立川市民科」や小中連携外国語活動の内容の充実に向けて、小中連携教育推進委員会等における実施計画の検討を行うとともに、特色ある教育活動交付金を活用して、小中連携教育の推進に向けた取組に対する支援を行っていきます。		
担当課		指導課

【年次計画】

具体的な取組	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
小中連携教育活動の推進	実践を通じた検討		実施		
立川市民科の推進	実践を通じた検討		実施		

【取組指標】

取組の指標	取組指標と目標の考え方	現状 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
小・中学校が連携した教育活動（会議は除く）の実施回数（中学校区で集計）	小中連携教育を推進するにあたり、中学校区における教育活動の連携が増加することで、施策の成果向上につながる。目標値は、現状の 5 年間で 2 倍まで増やすこと目指して設定した。	47 回	100 回
学校評価（保護者アンケート）で、小中連携教育の実施状況について肯定的な回答をした割合	小中連携教育の推進状況について保護者の理解度や評価が高まることにより、施策の成果を把握することができる。目標値は、小中連携教育の見直しを平成 27 年度より行うため、今後 5 年間で 80%以上の保護者にその成果を理解が得られることを目指して設定した。	調査未実施	小学校 80.0% 中学校 80.0%

【基本施策9】児童・生徒の安全・安心の確保

「施策の目的」

交通事故、災害、不審者等に対する安全教育を推進するとともに、家庭や地域と連携した安全対策の取組を行い、児童・生徒が安全で安心して生活を送ることができる環境づくりに努めます。

【現状と課題】

現代の社会状況においては、交通事故や不審者の問題、危険薬物の氾濫など、児童・生徒を取り巻く社会環境の悪化が心配されています。本市においては通学路等の安全確保にかかる対策として「立川市通学路等安全推進会議」を設置し、合同点検に取り組むとともに、こうした状況を踏まえ、色々な危機に対して学校における指導を充実してきました。今後は、学校と保護者、地域、警察、行政などが協力し、児童・生徒を守る取組を推進することが求められています。

- 1 児童・生徒が地震や火災などの災害から身を守るとともに、他者と協力して対応できる力を培うために、学校における防災教育や地域と連携した防災訓練等を通した体験的な活動の推進が求められています。
- 2 児童・生徒が交通事故、不審者等の危機を予測して回避できるような力や危機に直面した際に自ら身を守ることができるような対応力を、安全教育を通して身に付けさせる必要があります。

また、小・中学校全校を対象として行っている通学路等の安全点検とともに、小学校における登下校時の見守りについて、学校や保護者、地域と連携した対応や防犯カメラ等の機器の整備を進めていくことが求められています。

- 3 危険ドラッグ等の薬物乱用防止について、警察による取り締まりなどの生活環境整備と併せて、安全教育や啓発などの取組を進めていく必要があります。



下校時の見守り



通学路の安全点検

■通学路等の点検状況と対策を行った例（平成24年度及び25年度）

学校区分	点検箇所数		点検内容に対する対策事例
	24年度	25年度	
小学校	78箇所	49箇所	・車のスピード超過 → 減速マーク、標識等の設置 ・歩道が無い道路 → 区画線の塗り直し、カラー舗装 ・見通しが悪い道路 → 樹木剪定、カーブミラー調整 ・大きな交差点 → 警察による定期的な見回り ・児童の飛び出し → 「止まれ」マーク、看板の設置 ・夜に暗い道 → 街路灯の機器交換による対応
中学校	—	36箇所	・道路幅員が狭い → グリーンベルトの更新 ・車が多い抜け道 → 区画線の引き直し、交通安全指導 ・雨天時の水溜り → 排水溝の蓋を交換 ・交通規則違反 → 取り締まりの強化を要請 ・その他、保護者による立ち番・旗振りの実施、交通安全指導の依頼、安全な道への通学路の変更、等

【施策の展開】

- 1 地震や火災等の災害から自他の身を守り、危機に対処できる力を育むために、防災への理解を深め、体験的な活動を通して実践力を高めていきます。
- 2 児童・生徒の登下校時の安全を確保するために、危険箇所の点検、地域団体等による見守り活動や防犯カメラの設置などの施設整備とあわせて、児童・生徒への安全教育を行っていきます。
- 3 薬物乱用から児童・生徒を守るために、児童・生徒自身への安全教育を行うとともに、地域への啓発活動も継続していきます。

【今後の取組】

No	9-1	防災教育の推進
学校における避難訓練や安全指導を通して、災害に対する知識・理解を高めるとともに、危機から身を守る実践力を高めます。また、学校が行う防災体験学習に加え、地域と連携した防災訓練への積極的な参加を促し、地域の一員としての自己の役割の理解や対応力を高めるための取組を進めます。		
担当課		指導課、学務課

No	9-2-①	登下校時の児童の安全対策 【重点取組】
登下校時における児童・生徒の交通事故や犯罪被害を防ぐために、継続して安全点検による危険個所の改善など通学路の整備を進めます。これとあわせて、小学校の登下校時に見守り活動を行っているシルバー人材センター会員や保護者など地域の方々と学校との情報共有を一層進め、児童・生徒の安全確保に努めていきます。また、小学校ごとの地域安全マップ作成や防犯ブザーの貸与、小・中学校各校での見守りメールによる情報提供などを活用して、危険性の低減に取り組みます。		
担当課		学務課、指導課

No	9-2-②	防犯カメラを活用した登下校の見守り
平成27（2015）年度から30（2018）年度にかけて、東京都の補助を活用して交通事故や犯罪を抑止し児童・生徒を守る目的で、小学校全20校の通学路に各校5台の防犯カメラを設置します。		
担当課		学務課

No	9-2-③	交通安全教育の推進
学校、PTA、交通安全協会、警察等と連携し、交通安全教室を実施するとともに、自転車に関するルールとマナーを身に付けることを目的に、小学校3年生を対象にした「自転車運転免許制度」に取り組みます。また、中学校対象にスクエアード・ストレイト方式の交通安全教室を実施します。		
担当課		指導課、交通対策課

No	9-2-④	安全教育の推進(再掲)
身の回りにある危険を予測し回避する能力と地域社会の安全に貢献できる能力を育成するために、全校でセーフティー教室を実施するとともに「安全教育プログラム（東京都教育委員会）」を活用した安全教育の充実を図ります。		
担当課		指導課

No	9-2-⑤	地域における防犯・安全対策における見守り活動の推進
子どもを犯罪被害等から守るため、地域の防犯意識の高揚を図るほか、地域住民によるパトロール活動や子ども110番事業、あいさつ運動等、地域の見守り活動を支援します。		
担当課		生活安全課、子ども育成課

No	9-2-⑥	放課後子ども教室の実施
放課後の安全・安心な居場所を確保するために、学校施設を活用し、地域とPTA等が協力して子どもたちに遊びや学習、運動、文化活動、地域交流活動を実施する機会を提供します。		
担当課	子ども育成課	

No	9-3	薬物乱用防止教育の推進
危険ドラッグ等の危険薬物から児童・生徒を守るために、学校における薬物乱用防止教室及び教科指導等を適切に行い、児童・生徒の意識を高めさせていきます。 また、「薬物乱用ダメ・ゼッタイフェア」と関連付けた啓発活動を行い、地域における薬物乱用防止を推進していきます。		
担当課	学務課、指導課	

【取組指標】

取組の指標	取組指標と目標の考え方	現状 (平成25年度)	目標 (平成31年度)
通学路の防犯カメラ設置	東京都の補助を受けて、全小学校の通学路に防犯カメラを設置することで、交通事故や犯罪発生の抑止につながる。	未実施	100箇所(20校) (小学校1校5台ずつ)

第5章 計画の推進にあたって

1 教育行政の一層の推進

平成26（2014）年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、地方教育行政における責任を明確にするとともに、総合教育会議の設置や教育の振興に関する施策の大綱の策定等が規定されました。

これまでに市教育委員会は、教育委員会の透明性を高めるために、定例会の公開や会議録の公開などを行うとともに、教育委員学校訪問や研究発表会、道徳授業地区公開講座など学校行事に積極的に参加し、教育現場の実態把握に努め、教育施策への反映を図るなど、地域に根ざした教育行政を着実に執行してきました。

今後も、法律改正の趣旨を踏まえ、執行機関である教育委員会がその責任を十分に果たすとともに、市長部局との連携を強化し、教育行政を一層推進していきます。

2 市長部局及び関係者との連携・協力

「立川市第2次学校教育振興基本計画」には、「立川市教育委員会教育目標」や「立川市の目指す子どもの姿」の実現に向けて取り組むべき教育施策を示しています。

教育は、子育て支援や福祉、環境の施策などと深く関連する部分があります。また、子どもを取り巻く課題は、多様かつ複雑になっています。特に、保護者の生活困窮や児童虐待などへの対応については、全市的に取り組む必要があります。今後も関係する市長部局と連携・協力を密にし、効果的に施策を推進していきます。

将来のまちづくりを担う子どもたちを育成するためには、社会全体で子どもの成長と自立を支えていく必要があります。「立川市第2次学校教育振興基本計画」の推進にあたって、学校・家庭・地域の皆様はもとより、学校ボランティアの方々、事業所、大学などとの連携・協力が不可欠です。今後もこれまで以上に、多様な主体の参加と協力を得て、ネットワーク型の教育のさらなる充実を目指していきます。

3 新たに検討や対策が必要となる事項への対応

5年間の計画期間においては、社会状況や教育を取り巻く状況の変化に応じて、新たに検討や対策が必要な課題が発生することが予想されます。また、立川市の教育に関連する国や東京都の動向についても注視していく必要があります。

今後は、これらを踏まえ、逐次計画事業の見直しや新たな方策の検討などを行い、必要な施策を推進していきます。

4 計画の進捗管理

「立川市第2次学校教育振興基本計画」は、立川市第4次長期総合計画前期基本計画の分野別個別計画であることから、第4次長期総合計画や他の関連計画との整合を図りつつ計画を推進します。また、効果的かつ着実に推進するため、基本施策ごとの評価の精度を高めるために取組の指標とその目標値を明示するとともに、毎年度、目標の達成状況を検証・公表し、その結果を次年度の事業や取組に生かしていきます。